

第四十八回国会 社会労働委員会 議 院 社会労働委員会 議 録 第二十六号

昭和四十年四月三十日(金曜日)

午後二時四十一分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 井村 重雄君

理事 藏内 修治君

理事 濑谷 直藏君

理事 八木 昇君

伊東 正義君

倉石 忠雄君

田中 正巳君

橋本龍太郎君

松山千恵子君

山村新治郎君

淡谷 悠藏君

多賀谷貞徳君

松平 忠久君

本島百合子君

谷口善太郎君

理事 小沢 辰男君

理事 齋藤 邦吉君

理事 河野 正君

理事 吉村 吉雄君

理事 龜山 孝一君

小宮山重四郎君

中野 四郎君

藤本 孝雄君

栗山 秀君

亘 四郎君

伊藤よし子君

滝井 義高君

八木 一男君

吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

出席政府委員

大蔵事務官 佐竹 浩君

(理財局長)

厚生政務次官 徳永 正利君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

社会保険庁長官 大山 正君

事務取扱 事務官 実本 博次君

(社会保険庁年 金保険部長)

委員外の出席者

総理府事務官 丸山 英人君

(経済企画庁調 査局物価政策課 長)

厚生事務官 網野 智君  
(大臣官房企画 室長)  
専 門 員 安中 忠雄君

四月三十日

委員瀧井義高君辞任につき、その補欠として稲村隆一君が議長の名で委員に選任された。

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として瀧井義高君が議長の名で委員に選任された。

四月二十八日

理学療法士及び作業療法士法案(内閣提出第一七号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。吉川兼光君。

○吉川(兼)委員 私の本日の質問は、大会派に阻止されて、幾日間もたなごらしたにされました上によりやく許された発言でございます。しかも時間

の制約があるようでございまして、法案の大綱についての質問しか行なうはかばかない事情にありますが、どうかひとつ、なるべくは政府委員で

なく、直接大臣から御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

今回の厚生年金保険法の改正案は、労働者の老後の保障を厚くし、おかれておりますわが国の所得保障を少しも前進させるといふ見地から見た場合、そのこと自体にはだれも反対するものではないと私は信じます。ただ、改正案の内容をいかに検討してみますと、なおおびただしい疑問が残されているのでありますから、もし原案がそのまま成立することがあるといたしますならば、羊頭を掲げて御肉を売るとまではいかないといたしまして、いよいよ附帯採擇といひますか、きわめて未熟、不徹底なものがあつて、労働者の真の要求にこたへるものではないと断ぜざるを得ないのであります。

そもそも年金制度は長期の保険制度でありますから、この制度の基本的な柱は特にしっかりとおりしなくてはならぬと思ひます。その年金制度の主要な柱の一つに年金額の問題があると思ひます。政府におきましてもこの点に注目され、盛んに一万円年金を宣伝いたしておるようでございまして、政府がこの案で一万円という額を打ち出しましたのは、今日の時点において年金額としては一万円を妥当であると考えられるのか、あるいはまた、政府はあつては、一万円現在の年金額を幾らと考へておられるのか。つまり現在二万五千円の労働者の年金額としては、一万円あればこれが妥当であるといふふうに考へておられるのか、その点についてまずお聞きしておきたいと思ひます。

○神田國務大臣 ただいま吉川委員から、政府が御審議をお願いしております厚生年金法案につきまして、この考え方についてはまことに同感だ、しかし、どうもその内容を検討すると、まだやり足らぬというか、隔靴搔痒の感なきにしもあらず、一万円年金が、一体理想としてこれだといふ考え方で出したのかどうかというふうな意味のお尋ねと承つたわけでございます。御承知のように、年金額が幾らがいいかということ、これはいろいろ計算のしかたもあり、議論もあるだらうと思つております。しかし、政府といたしましては、ちよつと年金の改定期にもなつておりましたし、物価の変動等もございまして、これらいろいろ勘案いたしまして、できるだけ労働者の老後の生活を保障いたしたい、そこで一万円年金といふものに踏み切つたわけでございます。一万円年金と申しましても、従来の改正前に、比べますと、少なくとも二倍半をこえるような給付になるわけでございます。これは、政府といたしましてはやはり相当あたつたかといふ心を持つてやつた、こゝろいろいろ考へております。しかし、将来の問題といたしましては、スライドの問題もございまして、いろいろまた改定の時期等のくることも申し上げるまでもないと思ひます。とりあへずといふわけではございせんが、一万円年金に踏み切つたということは、私は、この厚生年金、労働者の老後保障としては相当注目すべきことではなかつたか、こゝろいろいろ考へております。

すならば、これはだれでも非常な不安を感じると思ふのであります。したがって、十年先、十五年先になつてはたして幾らの給付が受けられるかといふことは、若き被保険者である労働者にとりましては、共通する関心事であるわけでありませう。かつてビバリッジでございましたか、すべての社会保障の根底には、貨幣価値の合理的な安定保持の問題が横たわつてゐることを知るべきであるといふ名言を吐いておるのであります。そこには、年金制度といふものは本質的にスライド制でなければならぬといふ大原理が横たわつてゐると私は信ずるのであります。

今回の政府案によりますと、このスライド制の規定は全くの訓示規定でありまして、何ら具体化されておらず、そこそきわめて抽象的な条文が示されてゐるにすぎません。政府は一体具体的にスライド制をどのように考へてゐるのか。つまり消費者物価指数にスライドさせるのか、賃金指数にスライドさせるのか、それとも生計費指数にスライドさせるつもりなのか、この辺のことをはつきりと聞いておきたいと思ふのであります。

さらに、あわせてお聞きしておきたいのは、このようなスライド制についての条文を、単なる訓示規定にとどめて具体化を持たしていないことは、せつかつくのキャッチフレーズであります。一斤円年金なるものも、現在の若い労働者にとっては魅力は半減することは、先刻も申し述べたところであります。なぜ、スライド制の規定を訓示規定としたのか、その意味をあわせて御説明願ひたい。

○神田国務大臣 ただいまお尋ねございましたように、年金の問題は、将来に向かつてやはり実質的価値を維持していくことが大きな課題だと思ひます。この点に、吉川委員が触れられましたことはまことに適当なお考えで、私も全く同感でございます。そこで、スライド制を訓示的だけにして、なぜ実質的にそういふことが加味されるような制度がとられなかつたのかといふことでございますが、いまお述べになりましたように、ス

ライド制をとるといふは、いろいろな方があるわけでございます。これらをどういふうちに組み合わせてどのようにしていかうかといふことは、これは検討を要する大きな問題だと思つております。スライド制は採用したかったのでございませうが、本法案を御審議願うまでにはその結論を得なかつたといふのが実情でございます。しかし、政府といたしましては、実質的価値をひとつ高めていこうといふことで、物価、資金等に比して相当大幅な、先ほども申し上げましたように、現在の規定の二倍半以上に相当するような一万円年金にしたといふことでございませう。

そこで、将来の問題でございませうが、将来に向かつては、いまのスライド制を検討したい。それからまた、日本の国力といふものは、私は、時に一退するやうなことがございませう。一歩後退といふ見方をいたしておられます。そこで、将来ともこの年金の問題をそのつどひとつ改定期等におきましては考慮いたしまして、実質的な価値を上げるように考へていきたい、こゝう考へてございませう。スライド制は、直ちにいま御期待せられたやうなことはとり得なかつたのでございませうが、その価値を高めたといふことと、将来において十分検討いたしまして、そうしてつばな制度をもり立てていきたい、こゝう考へてございませう。

○吉川(兼)委員 ただいまの何ら具体性のない御答弁では、私は満足はいたしません。私も納得できないやうな、具体的な説明がこの時点において政府にできないといふは、私は、五年ごとに保険料が検討される時期において、年金額についてもこれと並行して当然に再検討すべきであると思ひますが、この点はいかがでございませうか。

○神田国務大臣 五年ごとに再検討するといふことは、いままでもそういふやうな考へ方です。まゝでございます。先ほど来申し上げたとおりでございます。将来につきましても、当然そのよう

な考へをもちましてあたにかい心でひとつ考へてまいりたい、全く同感でございます。

○吉川(兼)委員 ひとつ考へてまいりたい、といふ御答弁では答弁にならないと私は思ひますが、これ以上お尋ねしても水かけ論になりそうでありませうから、この問題はその辺でいいでし

次に、減額老齢年金制度であります。これは本案の中には簡単に、すみやかに検討を加へ別法律をもつて定めるといふふうになっておりますけれども、これはたはなはだ具体性を欠いてゐると思ひます。政府は、一体この法案をつくる作業、つまり法律をもつて定めるといふことの作業を、いつから始めていつごろに終わる目途でおられるのか、さらに、その内容についていかなることを考へてゐるのか、おおよその構想でよろしいので御説明を求めておきます。私は、少なくとも公務員並みの一年につき四〇程度の減額年金制度とすべきではないかと考へておりますが、この点についてもあわせて御所見を伺いたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 減額老齢年金を考へるといふことは、審議会におきましても意見が出たこととございまして、私も、それにつきましていろいろ具体案を検討いたしましたのでございませう。しかしながら、現時点におきましてこの具体案を法律改正案として出すに至りませんでしたので、その旨を法律に明記いたしました。法律をもつて定める、要するに、次の厚生年金法の改正の、一般的に考へられております五年を待たないで別に法律で定めたい、こゝういふ趣旨でございませう。それは、実は減額老齢年金といふものは公務員等にもございませうが、勤務体制から申しまして、公務員をやめますと再び公務員になるといふのは通例でございませうが、厚生年金におきましては、その法律の適用が事業所単位でございまして、五人以上の従業員のある事業所は事業所単位に適用がされております。したがって、大企業におきま

といふ場合におきましても、ほとんど大部分は他の中小企業で働く。厚生年金の側から申しますれば、相変わらず厚生年金の被保険者になつてゐるといふ実態が非常に多いわけでございます。そういう意味におきまして、五十五歳定年制といふものと見合ひまして減額年金を考へますと、一回減額年金の支給が決定して直後にまた厚生年金の適用事業所に就職する、こゝういふ事例が非常に多くて、そのつどさらにその支給を停止するといふたやうな複雑な処置を要するといふ問題があるわけでございます。そういう意味におきまして、共済組合にとられてゐるやうな減額年金といふものが実態に合つてゐるか、あるいはまた、厚生年金の被保険者の就業実態に即しまして、特別なものについては、たとえば病弱であるとかいふたやうな特別なケースで、そういう人たちがかりに五十五歳定年等でやめて再び職につかないといふたやうな種類の方について一種の年金を考へて、六十歳になれば本来の年金、要するに減額されない年金を支給するといふやうな方法もまた考へられるわけでございます。そういふやうな、たとへば五十五歳から終生何割か割り引いた年金を算定した減額年金でいくか、あるいはまた六十歳までは一定の減額される年金でいって、六十歳になるともとの年金に返る方法をとるか、そゝういふ問題、あるいはまた再就職といふものがしつちゅう起るのので、そゝういふ場合にすべての被保険者について減額年金といふものを考へたいのか、特別なものについて考へたいのか、かやうな問題が検討としては残つておりました。この問題につきましてはなお労使の意見も十分聞きまして、できるだけすみやかな機会にそゝういふ年金措置を講じたい、かやうに考へてゐる次第でございませう。

○吉川(兼)委員 私の持ち時間はたいへん少ないので、御答弁はなるべく簡潔に要点だけを伺ひたい。大体私どものわかつておると思われることは、詳しくお触れいただかなくてけつこりで

でございます。

そこで、保険料率の問題でございますが、今般は一挙に男子は千分の五十八、女子は千分の四十四に引き上げることになっております。これは旧来の料率に比べて、二倍とまではいかないけれども、ざっと計算しても約七〇％に近い大幅な引き上げではないかと思ひます。先日もなたかが質問の中で触れておつたようでございますけれども、特に女子に対する料率は、男子のそれに比べてましてどうも負担が重いように受け取れますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○山本(正)政府委員 現行料率について申しますと、男子と女子との負担の割合が、少し女子に重くないかという意見も成り立つわけでございまして、今回の改正料率におきましては、男子につきましては本来千分の七十五を取らなければならぬ計算になりますが、修正積み立て式で千分の五十八ということになっております。女子につきましては、千分の五十七を取るといふ本来の料率を、暫定的に千分の四十四ということにいたしてございまして、男子は約七割の増、女子は六割弱の増と相なっております。これは豫理計算上かどうなるわけでございまして、特に女子につきましてはいろいろ御意見がございまして、通算老齢年金という制度ができておりました、いかなる場合にも年金が支給される仕組みに相なっておりますので、そういう意味におきまして、この料率は、豫理計算上男子の五十八に見合ふものとしたしまして四十四という数字が出てくるわけでございまして、特に女子について過重な計算になってゐるわけではございません。

○吉川(兼)委員 現在の保険制度が修正積み立て方式のたてまえであります以上、給付を増額するためには、幾ばかかの保険料の引き上げはやむを得ないことと思ひます。しかしながら、保険料は、私どもから見ますとどうも高過ぎる、むしろ不当とさえ思われるような大幅な引き上げを行なつておきながら、同庫の負担はそのまま据へ置いて全然上げていない、ということは、まことに片手落ち

な措置であるといわざるを得ません。聞くところによりますと、厚生省におきましては、当初の原案では同庫の支出を百分の二十としておつたやうに聞いておるのでございまして、また社会保険審議会等の答申の中にも、当面二〇％にすべきであるということが、はつきりと打ち出されておるのでありますが、厚生省が当初の百分の二十の案を引つ込めて、いまの御提案の百分の十五にとどめたというのはいかなる理由に基づくものでありますか、ひとつ伺ひたいと思ひます。

○神田(正)政府委員 たいだいまのお尋ねでございますが、厚生省といたしましては、いま吉川委員がお尋ねになりましたような考えをもちまして政府に折衝いたしましたわけでございまして、これは、正直なところ、私の大臣がやったこととございまして、御承知のような財政事情等もございまして、そこがなかなかうまくいかなかつたというところでございまして、そこで、いろいろこの案につきましてどうするかという省議等で考慮をされたわけでございまして、やはりこの際、これは非常に遺憾なことでありますけれども、政府全体として財政上の問題でやむを得ないとして、これだけで一四万円金が増えるというところは残念だ、こういうふうなことで提案をされたというふう聞いております。そこで私の代になりまして、それをそのまま、また御審議願うようなことになつたわけでございまして、これは、それらの点をさらに御相談をいたしたわけでございまして、国会の審議の途中にいろいろとまた御意見が出るだらうから、そういう点もひとつ勘案してみようじゃないか。問題は労働者の老後を守る、これは非常に、吉川委員は隔靴掻痒の感だとは言われましたが、私どもといたしましては、現下の情勢下におきましてはやはり相当な大幅の改定案である。そこで、それだけ手直しのために全体が延びるということとはまことに遺憾だから、そのまま、またこれを御審議願つて、審議の途上にいろいろとまた国会側の皆さん方の御意見もおありと存じまして、

そういうことも予想しながら実は御審議願つて、こゝろのこととございまして、

○吉川(兼)委員 たいだいまの大臣の御答弁の中には、全然異なる意味の遺憾ということばが二つ使われたやうであります。しかし、なかなか含蓄に富むものであります。国会の審議の過程において云々と言われましたのは、私なりに解釈いたしますならば、修正されるもよからうというか、またはやむを得ないというか、そういうふうにとれる御答弁でありまして、最善ではありませんが、改善としては私どももその御答弁は、しかと承つておくことにいたします。

○山本(正)政府委員 御承知のように、年金保険におきましては、同庫負担は給付時負担でございまして、現在の受給者の状況から見まして、昭和四十年年度の予算額は約五十七億四、給付費の一割五分相当額でございまして、

していくものと思つてございまして、そのピークは何年ごろで、大体負担額は幾らぐらいになる見込みか、お調べがついておればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 保険給付費は、年金制度が成熟するに従ひまして急速にふえてまいります。昭和四十年におきましては五百四十一億円の見込み額でございますが、それが昭和三十七年には給付額が年間で一兆円になりまして、昭和八十年に二兆円、昭和九十年に約三兆円、それが大体ピーク時に相なります。年間の年金給付額でありまして、その昭和九十年におきましては、現在の千分の五十八を基礎といたしまして、かりに五年ごとに千分の五ずつ上げていくと仮定いたしまして、その際における保険料の年額は、昭和七十年で六千九百億、昭和九十年で七千二百億と相なりまして、約三兆円の給付をまかなう費用のうち当該年度の保険料収入は七千二百億、こゝろに相なります。

○吉川(兼)委員 私どもがこのたびの法案を讀んで感じますことは、年金給付を一万円にしてやるから、保険料を大幅に上げるのは当然であるといふふうな受け取れるのでございまして、そもそも国は保険者でありまして、しかも強制保険であります。さらに、長期の保険であります。国はもつと国民に対して保険者としての積極的な意欲を示すべきではないかと私は思つております。国はもつと、それが国民の協力を得るゆえんであると考へるのであります。そのためには、この際に同庫負担をどうしても増すべきであると思ひますが、この点につきましては、先刻大臣からも含蓄のあるお答へがございまして、けれども、重ねて同庫負担を増すべきであるかどうかということについて、簡明直截な、そして具体的な御答弁をいまだ一度伺つておきたいと思ひます。

ますか、社会保障としての当然のことではなからうか、こういうふうなお尋ねに承りました。私も、こういう制度を打ち立ててりつぱにこれを貫いていくという事は、政府として勤労者に対する大きな施策でございますので、できるだけ政府が持つべきものと考えております。しかし、御承知のようになります、同時にまたこの年金制度は、勤労者自体もまたしあわせなことであり、また経営者側にとりまして、これは非常な利益とするところが多い問題でございます。そこで、そういう観点に立ちますと、一体政府がどの程度持つべきものか、あるいはまた経営者はどの程度持つべきものか、あるいはまた程度持つべきか、労働者は一体どの程度持つべきかという点について、それぞれ私見のあるところだと思っております。私どももいたしましては、そういう点もおおしごとく検討いたしまして、どういふ姿が一番あるべき姿であるかという点も、変えていくにはひとつ十分勘案して、そうしてしっかりとしたりつぱなものを打ち立てていきたい、こういう考え方でございませう。

○吉川(兼)委員 使用者の負担につきましてはいさばらくおくといたしまして、労働者の保険料負担のことについてであります、申すまでもなく、これは厚生年金だけではありません。労働者は、健康保険料も失業保険料も強制的に納めさせられているのでございませう。したがって、厚生年金の保険料をきめる場合、このことをあわせ考えてもらわなければならぬと思っております。特に健康保険は、いま総報酬制の採用というところが問題になっておりますが、これは神田厚生大臣御自身によって意図され、提唱されていることはもう明らかでございます。そこにかいて加えて、今回また厚生年金料が上がるのでございませう。

【委員長退席、井村委員長代理着席】  
保険料を取るほうは別々の制度によって取るのでありますけれども、納めるほうは、労働者も、そして使用者もこれは同じでありますけれども、同じさいふの中から納めなければならぬのであ

ります。大臣は、一体今度の改正案は労働者の負担としては過重とお考えにならないのかどうか、また、いま申し上げましたように、労働者の各方面におけるこの種の負担が相当重なり合っているのではありませんか、大臣はこれらの調整について特に御考慮になったことがありますかどうか、この機会に伺っておきたいと思っております。

○神田国務大臣 いま御指摘がございましたように、健康保険あるいは失業保険等もございまして、そういう負担のことも考え、また厚生年金の負担等もこれこれ勘案いたしますと、労働者の負担が特に高いというふうなことを感じないかという点でございます。これは先ほど来お答えを申し上げましたように、年金制度は労働者の老後をできるだけ厚く見ていこうという点でございます。それから、老後だけだけ見られるかどうかという点も関連する問題だと思っております。そこで、それは別といたしまして、この段階において労働者側の負担をどの程度がいいかということにつきまして、これは議論があると思っております。そこで結論から申しますと、先ほど申し上げましたように、私どももいたしましては千分の二十くらい政府が負担をしたい、そしてその負担した分に見合うものは労働者の負担軽減にしたいというふうな考えで意図いたしましたわけでございますが、それがいろいろ政府内をまとめるにつかしまして、思いうろまにいかなくなつたという点につきまして、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、それらの点は、先ほどお答え申し上げましたように、この審議の経過によって十分また皆さん方の御意向の反映もおありになるのではないかと、こういうふうな一つの考えもありませんか、こういうふうな点も、その点も、御考慮を願いたいと思っております。

○吉川(兼)委員 大臣、いま千分の二十とおっしゃつたのは百分の二十の間違いでしやう。それで具体的に聞きますけれども、二万五千円の収入がある勤労者にとりて、いろいろの保険料が課せられておるわけでありませうが、一体それらの

労働者が負担する限度はどのくらいとお考えになつておられますか、ひとつお聞きしておきたい。○山本(正)政府委員 御承知のように短期保険、長期保険、失業保険と三つの保険料負担が出るわけでございます。現行法におきましては、三者合わせまして、男子の場合千分の百二十二というものが労使で折半されております。今回厚生年金が千分の三十五から五十八に上がりますので、合計いたしまして千分の百三十五、これを労使で折半いたしました。労働者負担というものは千分の六十七・五でございますが、かように相なるわけでございます。したがって、二万五千円にその料率をかけた額ということに相なるわけでございます。これは他の公務員共済では、御承知のように、男女を問わず長期保険部門につきましては千分の八十八、労使折半ということになっておられます。その他の共済につきましても、おおむね労働者負担を千分の五十前後ということになっておられます。したがって、一般労働者につきまして千分の百三十五の労使折半が過重になつておるといふふうには私どもも考えておらないわけでございます。むしろ一般公務員よりは、他の共済組合よりは負担割合は少ない、かように考えておるところでございます。

○吉川(兼)委員 そういふ御答弁を伺つておきますと、私は時間をかけても議論をしなければならなくなりませうが、あとにもう少し聞きたいことがあります。時間都合もあり、残念ながら飛ばして先に進みます。労働者が負担できると自分で考えております額の限界については、同盟会議などから労働者の要望として数字が出ておるのでございませう。この数字を見ますと、厚生年金の保険料は千分の五十から五十五程度まで政府案から引き下げてもらわなければならぬというものでございませう。いま政府が言つておられます千分の五十八、これは男子に關することでありませうが、それを最高千分の五十五に引き下げる。また、女子に對しても、千分の四十四というのをこの男子の数字に見合うように引き下げる。こういうふうな要求が、いま労働者を代表する労働組合の要望として公にされておるのであります。これらの点につきまして、大臣はどういうお考えをお持ちでございますか。

○神田国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、これは国会でひとつ十分御審議願いたい、こういう幅は考えておられます。○吉川(兼)委員 このたびの法案の一つの中心は企業年金との調整の問題であると思つて、これは言ひまでもなく、公的な年金でありますところの厚生年金と私的な年金である企業年金との混合制度をとつたところに問題があると私は思つておられます。もちろん積み重ね方式になっておられますが、現在企業年金というものは、これは言ひまでもなく退職金を年金化したものであります。つまり企業年金は、年金といふものの実際は退職金の性格を持つておるものでございませう。退職金と本来年金制度というところで出発いたしましたところの厚生年金と、制度の上で一本化するということとは非常に問題があるのは申すまでもありません。一体、この矛盾をどういふふうにお考えになつておるのでございませうか。

○山本(正)政府委員 厚生年金と民間の企業年金との調整でございますが、企業年金の成立にはいろいろの種類のあるわけでございますが、現実に税法上の優遇措置が昭和三十七年度に講ぜられましたから企業年金が急速に発展してまいりました。このまま推移いたしますと、企業年金のほう为主体になつて、厚生年金がいわば従つたやうな形になりかねないという現状にありまして、そこに機能と機能の重複があり、負担の重複がある。同じ老後保障の性格を持つておる面があるわけでございます。その意味におきまして、公的年金たる厚生年金を大幅に引き下げる機会に、調整が可能な限度において調整をするほうが、負担の重複あるいは機能の重複というものを考へまして適切な措置であるという立論から、今回一定の条件を備えたものについての調整

字に見合うように引き下げる。こういうふうな要求が、いま労働者を代表する労働組合の要望として公にされておるのであります。これらの点につきまして、大臣はどういうお考えをお持ちでございますか。

○神田国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、これは国会でひとつ十分御審議願いたい、こういう幅は考えておられます。



なことに相ならうかという目下努力をしている最中でございます。御趣旨に全く同感でございます。

○吉川(兼)委員 大臣、これは失礼な言い方になるかもしれませんが、当然過ぎるほど当然である国庫負担の百分の二十という厚生省原案すら、大蔵省で押し返されて現状維持にとどまるというよりあなたな弱体ぶりでは困りますよ。法律さえ許せば、この積み立て金は厚生省によって管理されてもいい性質の金でございます。どうかたまたまの大臣の御声明を強力に推し進め、必ず実効をおさめてもらいたいということを、この機会に強く希望いたしておきます。

そこで、女子の脱退手当金につきましてお尋ねいたしますが、第三十九国会でございましたか、通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律というものでございまして、昭和四十一年十月三十一日まで認められていたのみでございますが、厚生省はそれ以後認めない方針のようにも聞いておりますが、それはどういふわけでございますか。私は、本人の希望によつては、当然通算年金繰り入れでなく、脱退手当金を支給すべきだと思つております。それは、婦人労働者の平均在職年数というものがきわめて短いからでございます。それから女子の平均在職年数というものがどのくらいなのか、この際伺つておきたいと思つております。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、国民年金制度ができましたから通算老齢年金の制度に相なりまして、女子につきましても、厚生年金の被保険者であつて、あとやめましてもあるいは国民年金の強制被保険者となり、あるいはまた厚生年金の被保険者の妻になる、いずれの場合におきましても、厚生年金に加入いたしておりました期間の年金額が算定されまして老齢年金として支給される仕組みになっておりますので、その際におきまして脱退手当金というものは暫定措置として残りますが、今後の問題としてはすべて年金として算定される、かようにすることに相なりまして、そつう

たてまえで進んでおるわけでございます。女子の在職年数、厚生年金の在職年数はどれくらいかという点でございますが、私どもの統計によりまして、平均いたしまして約六年ということに相なつておりまして、この六年の期間につきましては、将来女子については国民年金と厚生年金との通算年金、あるいは厚生年金、共済組合等の通算年金として支給されるたてまえに相なつておりますので、退職手当金は暫定措置というふうに考へておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 その暫定措置とする考へ方には、私も必ずしも反対ではありません。そこで、政府は盛んに通算年金のことをおっしゃいますけれども、通算年金となりませんでした場合に、厚生年金、特にこのたびは給付が改正されるわけでございますが、厚生年金において受くべき権利ともいへば給付、共済組合の場合に別として、特に国民年金に通算された場合の権利の間に、つまり給付金の間に相違がないような考へが払われておりますかどうか。なぜこれをお尋ねいたしますかと申しますと、この法律が成立しますと国民保険と厚生年金保険とは給付の額が相当違うことになりまして、からして、その点についての十分なる御配慮があるかどうかということ、この際はつきり伺つておきたい。女子は、結婚のために厚生年金よりの脱退を余儀なくする場合があります。したがつて、い

ま私がお尋ねしていることは、いわゆる妻の座を確保するために重大なかかわりを持つものであります。○山本(正)政府委員 厚生年金と共済組合との通算の際には厚生年金のベースで算定されるわけでございます。御承知のとおりでございます。国民年金と厚生年金との通算に際しましては、厚生年金の期間は厚生年金のベースで算定され、国民年金の期間は国民年金のベースで算定されます。さういふ意味におきまして、現行国民年金の年金額が十分でございますので、今回の厚生年金の改正が実現いたしますればそこに格差が大きく出るわけでございますが、この格差は、両制度の間

題として国民年金の制度を充実することによつて格差ができるだけ少なくなるように、あるいはなるべくないようにという方向で考へていくのが筋である、かように考へております。

○吉川(兼)委員 私は、冒頭に申し上げましたように、今回の改正案にはなお、たくさん疑問があるわけでございます。一々詳しく聞いています。与えられた時間が足りません。ただ、このたびの政府案は、せつかく社会保障制度審議会や社会保険審議会などの答申に取り上げております事柄が、政府案にはほとんど尊重されておらない点で、この際指摘しなければなりません。このことについては、先日来各委員から質問がありましたこと、たとえば五人未満の事業所について強制適用となつた点などもその一つであります。重要なことだけに、その点についてあらためてお尋ねをしておきたいと思つております。

〔井村委員長代理退席、委員長着席〕  
○山本(正)政府委員 社会保障審議会あるいは社会保険制度審議会におきまして御答申をいただいた項目のうちで、今回の法律改正で十分取り上げることのできなかつた点があることは御指摘のとおりでございます。先ほど御質問がございましたスライド制の導入についても、いわゆる本格的なスライド制の導入にまでは至っておりませんけれども、あるいはまた、制度審議会等におきましてはその他十項目ほどにわたりました御意見が出ておるのでございますが、その御意見の中には、何と申しましても厚生年金制度だけで解決できない問題、各制度を通じて考へなければならぬ問題もありません。特に例をあげますならば、妻の座の確立といったものにつきましては、各種の年金制度を通じての大きな基本問題でもございますので、そつういった問題、あるいは先般衆議院の出ております五人未満の事業所への適用といった問題につきましても、積極的に解決できるものから解決していきたい、かような政府の態度でおるわけでございます。

○吉川(兼)委員 ただいまの御答弁は、できるだけ急速に実現が見られるよう、大臣はじめ当局の御努力を要望しております。最後に御開きしておきたいと思つておりますのは、今回の改正案は、昨年の第四十六国会で審議未了となりまして案とほとんど変わつていない、若干附則を手直した程度にすぎないものを再提出しておるわけでございますが、第四十六国会で審議未了となりました理由を政府はどのように考へておるのか。政府は、第四十六国会で流れたままの本案を、修正しないで本国会を通過できると思つておるのか。もつとも、先刻来大臣からや含審のある御答弁はありましたけれども、最初からあらかじめ修正を考へて提案されるわけではないでしようから、これを修正しないまま成立するものというふうに考へておられたのであるかどうか、大臣のお考へを聞いておきたいと思つております。

○神田国務大臣 ただいまのお尋ねにつきまして、先ほど来吉川委員からお尋ねがあつたわけでございます。御承知のように、御審議願つておりますこの法案を準備いたしましたのは一昨年でございますから、昨年の通常国会から御審議をお願いしておるというふうなことでございまして、昨年はついに御審議を見ずに終わったやうな感じがございまして、そこで、今年こつうして御審議を願つておるわけでございますが、私ももといたしましては、当時よりだつたことも申し上げるまでもないと思つております。御審議の経過によりまして、ある程度の幅を持ちまして御審議をお願いいたします。多少の心がまえと申しますか、とにかく非常に労働者もこの一万円年金の成立を待望しておるやうでありますので、その期待に沿つたい。そのためには、ひとつ譲るべきものは譲ると申しましよるか、また御審議の際にりつばな成案がございませすればひとつ参考にしていただきたい、かように考へております。

○吉川(兼)委員 政府に対する質疑は以上で終わ



が、この改正案が通った場合、去年に比べてことしは、大ざっぱに考えて、掛け金は総平均して大体何倍くらいになるのでしょうか。人によつて違ふと思いますが、使用主並びに労働者が払い込まなければならぬ保険料の額ですね。

○山本(正)政府委員 現行料率により昭和三十九年度の負担と、それから改正案により昭和四十年の負担と、その比較においてどれだけ負担増になるかという御質問かと存じますが、御指摘のように、個人については違ふわけでございます。もちろんこの改正がございませぬでも、毎年賃金の上昇に伴いまして自然増がございまして、その自然増も改正の分も含めましてどれだけ負担になるかと考えますと、保険料といたしましては、総額におきまして約七割増、改正分だけといたしましては約六割増、かように算定されます。

○八木(昇)委員 それは結局、労働者の賃金は年々ペースアップをします、また物価も上がりますから、当然労働者の賃金もそれだけ名目金額はふえていかなければならぬ、こういふことを予想してみますと、これは十年後の昭和五十年あたりになりますと、七割増や六割増ではなからうと思ひます。標準報酬月額が、今度の改正案そのままと仮定して、それから保険料率にさらに段階的にまたふやしますから、そうなりますと十年後のときには何倍ぐらゐになつておりますか。

○山本(正)政府委員 御承知のように、保険数理の計算は静態的に算定されるわけでございます。定期昇給というものは算定の基礎に入りますが、ペースアップあるいは物価の変動というものは数理計算の中には、将来の問題は入りません。したがひまして、賃金の上昇率が平均的に十年後あるいは五年間にどうなるかという要素は入つておりませんので、その点で比較することは非常に困難だと思ひます。いま申しましたような静態的な状態における数理計算ということに相なつておりますので、そこで現実問題といたしましては、御指摘のように、たとえば五年間の再計算という

ことが行なわれますと、五年間に賃金水準というものが変動いたしておりますので、その変動というものは、五年間の再計算においてその変動した結果というものがあらわれて、そうして給付がそのままといたしますと保険料率は幾らになるか、また給付改定をいたしますと別問題でございますが、そういう再計算の際における検討はいたしますが、物価なり賃金の上昇を将来にわたつて見通して保険料を算定するというに相なつておりませぬので、あるいは御質問の趣旨に沿つた御答弁がでないのじやないかと思ひます。

○八木(昇)委員 正確にはあるいはできないかも知れませんが、要するに、この保険料の負担額が一年一年と増大していくことは明らかです。しかもそれは、相当のカーブでも増大していくというよりは明らかだと思ひます。ところが、政府の負担額は、昭和四十年でわずか五千七億円、昭和四十五年で百五十億円、昭和五十年でわずかに二百九十億円、こういふことは非常に片手落ちだと私は思ひます。去年とことしと比べてだけでも、使用主並びに労働者の保険料の負担額は千二百億からふえるわけですね、来年は千四百億くらいふえるかもしれない、再来年は千五百億くらいふえるかもしれない、ところが、政府の負担はわずかに五十何億円というよりなこと、これは使用者や労働者が納得するはずはないと私は思ひます。ところが、そういう点について、一体厚生省はどうお考えになつておるか、そうして大蔵省方面と折衝をせられたはずであるけれども、どういふことでやむを得ず納得をせられたが、ひとつ厚生大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○神田(國務)大臣 この法律の創設のいきさつを私まだ十分調べておらないのでございますが、先ほど来、政府委員も八木委員にお答え申し上げておりますとおり、当該年度の給付費の一五〇ということになつておりますから、初めから同じようなつき合ひでやつていったほうがいいのか、いまのような制度でやつていったほうがいいのか、どつ

ちがいいかという根本論じやないかと思ひます。いろいろな議論があつたことと思ひますが、当時どういふいきさつでございしたか、実は私よくつまびらかにいたしておりませぬので、詳しいことは政府委員からお答えさせたいと思つております。ただ、いまお聞きしておりますと、四十年度は非常な勢いでふえるようでございますが、四十五年は、五十年間で約千億しかふえていないようです。四十年で約千億しかふえていない、四十五年で四億、五十年で四千七百億、あとの五年度で七百億しかふえていない。政府負担のほうは、四十年で五十七億で、五年後に三倍の百五十億にふえる。五十年になると六倍の約二百九十億ですか、そういう計算になります。最初のときに、これはどうしてこういふことを選んだかといふことじやなからうかと思ひます。詳しくいふことは政府委員からひとつ答弁させたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 先ほど申し上げましたように、国民年金におきましては、制度の創設当時から保険料の二分の一相当額を国庫負担とする、しかもそれは拠出時に入れるということで毎年度予算に計上されておるわけでございます。それと同じ立て方をいたしますと、昭和四十年度は保険料収入が三千億余でございますから、国庫負担は一割五分といたしても、四百五十億から五百億ぐらゐの国庫負担の計上がされることになるわけでございますが、これは制度の立て方の問題でございまして、先ほど申し上げましたように、後年度におきまして国庫負担は、やはり当初積み立てておつたいたしたますればその後において積み立てた金に利子がつく、その利子相当分を含めまして給付の一割五分として計上されますから、後年度になりますと、国庫負担の割合というものはずつとふえてくるということ、先ほど昭和九十年の例で七千億と四千億というよう数字になると申し上げた次第でございまして、これは制度の立て方をどうとるかという問題になりますと、厚生年金制度におきましてはたまたまそ

ういつた制度の立て方がとられておるので、これは実は審議会におきましてもそういう意見がございました。国庫負担は、他の制度とあわせて拠出時負担にするのがわかりやすいのじやないかという意味におきましてそういう意見もございしましたが、結果的には同じことであるので、現在の時点においては、やはり制度創立以来の立て方を踏襲していくということになつた次第でござい

○八木(昇)委員 結果的には同じだとはいつても、労働者や使用主に与える実質的な響きというものは、これは非常に影響が大きいので、使用主はある程度理解力があるとしても、幾千万の労働者はそういうことを理解しませぬから、そういう点に今日この問題が非常に紛糾しておる一つの理由もある、こう思ひます。それから国民年金の場合に、いまお話しのように保険料の二分の一を政府がばんと持つてゐるのに、こつちのほうは保険料の何分の一といふことでなくて、給付分の一五〇、しかも金額にすればたつた五十億ほつちじやないか。現実にはいまの時点でそうであることは明らかです。ここに相当難点がある。したがつて、これはいまからでもおそくないと思ひますが、やはり保険料の何多というよりなことは考えられないか、あるいは将来をういううことに変へる意思あるいはそのような方向で努力する意思はないか、これは厚生大臣からお答えいただきたいと思ひます。

それと、もしそれができないにしても、そういう給付の一五〇とか二〇〇とかいうよりなことは別に、相当金額、金額で何百億ぐらゐは当面政府が出すというよりなことをどうお考えであるか。そういうよりな方法を将来の問題として考えられないか、こういう点。

それから、ついでに引き続いてこれは大蔵省の理財局長にお伺ひしたいのですが、厚生省は給付の二〇〇の国庫負担があるものと、当然そう考へておつたものが、ついに大蔵省のほうでそれを一五〇に値切つてしまつたということについては、

将来政府の負担が、給付額の増大と見合せて急速に増大するといふような事態を予想したもので、当面は一五%でわずかの金であるけれども、これを二〇%にすることは困難だろう、そういう事情が勘案されて、当初考えられておった二〇%を植切つたのではないかと、こういふふうには私も考へておるのですが、その点どう考へるか、それぞれ御答弁願ひたい。

○神田国務大臣 八木委員のいまのお尋ねでございますが、御承知のように、どちらがいかは議論があつたんだと思ひます。しかし、いまも例示されましたように、労働者に与える影響、労働者が単純に考へて協力するには逆回りな制度じゃないかといふ、この気持ちの持ち方ですね、これは私もそのとおり理解できます。しかし、何しろ二十年間このような制度でやってまいりました、いま直ちにこれを国民年金制度と同じような政府の負担制度にいたすといふことは、なかなか財政上むずかしいんじゃないかと考へておるのですが、労働者の気持ち考へますれば、そういうふうなわかりやすい制度にするといふことも、政治としてはこれはたいへん大事なことだと考へております。国家財政に余裕ができるような場合に、この制度も国民年金と同じような方向になるような打ち合わせをするといふことは、私は妥当なことじゃないかと考へております。

○佐竹政府委員 たいだいま八木先生から、給付費補助の割合につきましての査定にあつたてのいろいろの事情はいかかたかであつたかといふお尋ねでございますが、実は給付費補助の問題は主計局の所管でございます、私の所管外でございますから、所管のほうからひとつお答へ願ひたいと思ひます。

○八木(昇)委員 しかし、大体のところはわかるでしょう、その間の事情といふものは。  
○佐竹政府委員 先生御承知のように、所管事項といふものはきわめて明確に区分されておりました、

て、私は実は関係がないものでございまして、その間の事情は私つまびらかにいたしておりません。

○八木(昇)委員 主計官を要求しておつたのですが、何かちよつと事情でおくれるとかいふ話でございますから、やむを得ないと思ひます。一応了解します。

そこで、そういうふうな政治的な判断といふか、そういうのも私は思ひます。その積み立て金の運用問題について少し聞きたいと思ひますが、結局、政府の財政投融資計画との関連といふことについてお伺ひをしたいと思います。

本年度の財政投融資計画を見ますと、総額で一兆六千二百六億円のうちに、資金運用部資金から約一兆六千二百六億円のうち、資金運用部資金から約一兆六千二百六億円のうちの、この資金運用部資金の一兆六千三百九十九億円のうち、この厚生年金の積み立て金が三千二百六十億円で、この相なつておるわけです。こうなつてきますと、本年度財政投融資計画の一番主要な部分、主力を占める部分といふのが郵便貯金と厚生年金といふことになるわけです。本年度ですらかくのごとくです。そうすると、年数がたつていきますと、厚生年金の金が政府の財政投融資のほうほとんど主力を占めていく。積み立て金が十年後には一兆四千億になるのですから、この比率でどんどん資金運用部に厚生年金の積み立て金が入れられて、それが財政投融資計画で使われるといふことになれば、財政投融資の金といふのは、労働者の将来の生活安定のために、物価高をも顧みず涙をのんで年々、何十年の将来に向かつて積み立てていく金、もう政府の財政投融資計画のほとんど主力を占める、こういうふうな事情といふものについて

て相当に問題があるといふことはお考へにならないうでしようか。その点からまず伺ひたいと思ひますが、これは大臣と大蔵省のほうから……。

○神田国務大臣 年金の運用を一体どうするかといふことは、いま八木委員の非常な御関心でございますが、これはもう当然のことだと思つておられます。私も、この年金の運用といふものは、やはり労働者にできるだけ還元できるような施設に回すべきものである、そして公共の福祉を補つていく、こういう問題だと考へております。今日、御承知のように財政投融資のほうにたくさんまいつておりました、厚生省の關係においては、それだけにどうしてこの年金の目的と相合つておるようにも考へられないから、ひとつ大幅にこちらのほうに増すようにという折衝は続けております。ただし、この間、御承知のように資金運用審議会でございますが、こちらのほうでその点につきまして十分検討いたしておりました。おそれらくわれわれが要望しておるような結果になることと期待いたしておりましたが、その結果待ちと申しますか、審議会の審議の経過を待つておるという実情であります。

○佐竹政府委員 昭和四十年年度の財政投融資計画全体が一兆六千二百億円でございまして、そのうち厚生年金の分によるもの三千二百六十億、これに先生のお尋ねのとおりでございます。この数字から見ましても、財政投融資計画の原資のうち約二割といふものが厚生年金に依存をいたしておる。そのほかに郵便貯金で三千八百億、これは二割強でございます。さらに公債、借入れ入金等において約四千億、これは大体二割五分以上でございますが、そういうふうなことで実は構成されておるわけでございます。したが、いま申し上げて、今日の財政投融資における厚生年金の比重といふものは、なかなか重要でございます。さらに、将来を展望いたしました場合に、この厚生年金の占める割合といふものは、御指摘のように徐々にふえてまいるといふことは考へられるわけでありませ

が、ただ、ここで、先ほど年金局長からお話がございましたが、昭和四十年年度における保険料収入は三千二百四十九億、これに対して十年先の昭和五十年年度における保険料収入は四千七百十三億でございます。その間十年間における増加は約千五百億、つまり増加分として見ますと、その間平均いたしますと、十年間で千五百億ですから、まあ単純に計算すれば百五十億ずつふえていくといふことであらうかと思ひます。百五十億といふことは、三千二百億に對して約五%といふことに相なるかと思ひます。したが、この正確な年率計算を出してみますと正確な数字とは申せませんが、まあごく大ざっぱに見ると、年率五%ぐらいでふえていくといふことであらうかと思ひます。一方において、財政投融資計画といふものは、先生御承知のように、昨今大体年率約二〇%ぐらいのテンポで拡大をいたしておる。したが、必ずしも今後の財政計画、はたして二〇%の率で伸びるかどうかは、これはまあ問題でございます。問題でございますけれども、そこは全体として見た場合に、はたして先生のおっしゃる通りに、財投といふものはほとんどあつて厚年の原資によるという姿には、これはなかなか簡単にはなるまい。まあ将来相当長期の先を見通しました場合に、確かにこの依存する割合といふものは、パーセンテージとして上がつてくるであらうといふことは考へられます。また、私も、私どももいたしましては、そういう意味で厚年原資といふものを非常に重視しておるわけでございます。

そこで、先生のお尋ねは、こういう厚年にかなり、二割といふ部分を依存していくといふことが非常に問題ではないかとおつしやいました。まあ問題といふのは、どういふ意味か、実はいろいろ考へておつたのでございまして、先生のお尋ねの主要な点は、やはりそういう貴重な労働者からのいわば強制的に拠出されることの掛金を運用するものであるから、その運用にあつてはよほど慎重を期さねばならぬ、同時にまた、国民経済全体

にとつてこれが有意義に使われなくちゃいかぬし、また勤労者の生活上、生活環境の改善といつたようなものにこれが還元されてきて、国民生活水準の向上というものに役立つように使われていくべきであるという、おそらく御指摘ではなからうかと思つておられますが、そういう意味におきましては、今日におきましても財政投融資計画全体が、実はそのような観点で運用を厳重に規制いたしてありまして、いやしくもそういう大目的からはずれるような運用のないように、私どもも実はより慎重を期しておるわけでございす。今後ともその点は十分に生活環境整備あるいは国民経済全般の安定向上というところにこれが寄与するように運用をしてまいらねばならぬ、かように考へておる次第でございます。

○八木(男)委員 ちよつと何つておきますが、私もその辺のところはしろうとでよくわからなからなんです、厚生年金の積み立て金は、本年度末で一兆四千四百二十億円で、積み立て金は一兆四千億あります。本年度厚生年金特別会計から資金運用部に入れる分は三千四百九十九億、こういうことになるわけですね。昨年は、同じく厚生年金からは二千八百八十億資金運用部に入れてますね。ということは、これはどういふ関係になつていくのでしょうか。年々そういうふうに入れていくわけでは、去年も入れておるわけですね。その前年も入れておるわけですね。そうしますと、この厚生年金の積み立て金は一兆四千四百二十億円で、積み立て金は一兆四千億あります。これは、昨年資金運用部に入れたやつはまだ資金運用部の管理下にあるわけでしょう。そうしますと、厚生年金の特別会計自体が現におのれのところを持つておるといふ金は幾らぐらいであつて、資金運用部についてしまつておる分は幾らぐらいになつておるのでしょうか。その辺がよくわからないのです。

○佐竹政府委員 三十九年度のお話が出ましたから、三十九年度について申し上げますと、三十九年度の予算額におきましては、保険料収入その他収入が二千四百四十億、一方保険給付その他

が二百二十二億、そこでその間の収支差額が出てまいります。二千二百十八億というものが収支差額として特別会計に出てくる。そのうち資金運用部に預託されておるのが、先ほど申しましたように二千八百八十億ということでございます。これは三十九年度中に発生いたしましたところの収支差額の大体九割相当額と、それから実は三十八年度の分がずれてまいります。三十八年度中の発生収支差額、その約一割を足したものが二千八百八十億ということ、これが運用部に預託を新たにされてくるということでございます。

○八木(男)委員 そうしますと、結局一兆四千四百二十億のうち、そのもう大部分というのは資金運用部に預託されておるわけでしょう。

○佐竹政府委員 過去のものは、先生御指摘のようになります。それがすでに運用をされておることでございます。

○八木(男)委員 だろつと思つたのですよ。そうなりますと、十年後の昭和五十年は、厚生年金は六兆四千億の積み立て金になりますね。そうしますと、実際は労働者のベースアップやその他を見込まずに、労働者の賃金ベースが現在のままで昭和五十年にいつた場合の積み立て金が六兆四千億で、それから、実際にはもっとベースアップしていきまふ、生活水準が向上していきまふから、そうすると、保険料もふえていくわけでございます。そうすると、実際には、十年先には六兆四千億ぐらいのことじゃないかと思つたのですよ。もつとばく大なんですよ。それが十兆円とか十五兆円とか、あるいは物価が実際変動したりしておれば三十兆になつておるかもしれない。そうしますと、かりに十年後積み立て金が二十兆円だと

ますと、二十兆円のうちの九割近くの十八兆円からの金というものは資金運用部に預託されておるといふ姿になるのですか、その点、どうですか。

○佐竹政府委員 これは今度の法律改正で、いわゆる調整年金制度というものが提案されておるわけでございます。その調整年金制度を別にいたしまして、それ以外のものは全額資金運用部預託でございます。おっしゃる通りに大部分のものが運用部に預託されてくるという形になります。

○八木(男)委員 そういふことで大体わかりましたので、膨大なもので、これは労働者が月々の零細な給料の中から、老後を目ざして若いうちから天引きで積み立てる金というものが、実に十何兆円も十年後には資金運用部に預託されておる。そのうちわづか二割五分しか還元融資がなされないで、残りのものは一体どういふ方面に融資をされるかという、資金運用部の資金計画、この財政投融資計画で資金運用部の金の回される方面を見てみますと、いろいろな方面に回されておりますね。たとえば国有鉄道に、本年度は資金運用部から六百四十五億回される、あるいは国立学校にも回されますし、あるいは北海道東北開発公庫——九州や西日本の人に何の關係もない北海道東北開発公庫にも、本年度資金運用部から七十億も貸し出されるし、それから開発銀行には千三百三億貸し出される。開発銀行というものは、みんなこれは大企業ですね。電力会社なんか、開銀を通してほとんど発電所を建設するということになるわけです。あるいは輸出入銀行には九百九十九億、あるいはほかいろいろございす。たとえば電源開発会社には資金運用部から二百二十八億、こうなつておる。それから商工中金というものは例をとりますと、これが三十億、それはほとんど全部企業家に貸し出される、あるいはその内容をあげつらえば切りもございせんが、そういう方面に実際は貸し出されていくというふうなことは、これは大問題じゃありませんか。その

点、厚生大臣としても、これは徹底的に大蔵省と折衝をしてもらつて、將來の増大ということを考へると、還元融資二五五なんというふうなことではきつと納得しませんよ。その点の決意をひとつこの際述べておいてくれませんか。

○佐竹政府委員 財政投融資計画の運用でございますけれども、実は使途別分類というものを設けまして、特に年金資金等につきましてその使途を明らかにすべきであるという御要望がございまして、現行年々使途別分類表というものを作成いたしております。その中で見まして、年金資金等が、これは国民年金も含めて、四十年年度約四千億、三千九百六十七億、この使途を見ますと、住宅でございますとか生活環境の整備、厚生福祉施設、文教施設、それから中小企業の金融関係、それと農林漁業の金融関係、こういったようなものに合せて約三千億、つまり全体のうちの大部分が、そういう住宅以下非常に国民生活に密着をいたしました分野に運用をされておるわけでございます。それ以外のものを見ましても、国土保全あるいは災害復旧といったようなもの、道路あるいは運輸、通信とかいうようなものに運用されております。そこで、先ほどお話しがございました開発銀行にも運用されておるのではないかと、このことでございますが、それはこれはございせん。そこで商工中金も、これは中小企業の金融として重要な役割りをなつておるものでございす。そのようなことでございまして、この運用を見ますと、要するに年金資金以外の資金の運用等を全部含めてみましても、やはり住宅その他国民生活に密着する部分というものを、全体の六割近いものがそういうふうな運用されておる。なかんずく年金資金等における運用割合というものは、全体の比率に比べて相当高くなつております。そういう点は、実は私どもも、先生いろいろ御指摘のようなことをかねてから頭に置いて、この運用の適正を期しておる次第であります。

○神田 厚生省で還元融資を扱っておる金額は二五%でございます、いまお話しのとおりでございます。だいたいこの資金の需要が多うございまして、申し込みが大體二倍半ないし三倍、最近では三倍を上回るといふような趨勢でございます。ですから、二五%では非常に不十分なわけでございます、増額したいという要望は毎年大蔵省に申し入れておるわけでございます。先ほどもお答え申し上げましたように、一休厚生省として還元融資をする所要の金額はどの程度がいいのかというふうなことにつきまわして、いま資金運用審議会でございますが、御検討をいただいている際でございます、相当増額になるのじゃないかということを期待しておるような実情でございます。

○八木(男)委員 先ほどの私の質問の基幹産業や輸出振興関係にも回っているのじゃないかという点は、私ちょっと見落としておりましたからそれは訂正をいたしますが、しかしながら、地域開発であるとかあるいは国土保全、災害復旧、道路、運輸、通信、こういうような方面にも相当多額が金額が回っているという実情等につきましては、われわれとしては非常に了解したいところがあるわけでありまして、そこで還元融資二五%というわけで、本年度は、厚生年金の積み立て金の中から資金運用部に入れた金のうち八百十五億円が還元融資対象というふうなことになるようにございまして、その中身を伺いたいと思っております。たとえば地方公共団体関係等について、水道とかそういうふうなことも還元融資ワクの中からは融資をしておるといふようなことを聞くわけなんです、その実情はどうであるか。それから、たとえば医療公庫に七十億円貸し出す、これは還元融資分の八百十五億円の中の金であり、七十億まるまるを貸し出すわけですが、これは一体どういふところへ貸し出しておるか、その実情等について非常に私ども不満に思います。

○山本(正)政府委員 たいまお話しのように、昭和四十年度におきまして、還元融資のワクの二割五分、総額が八百十五億でございます、その内訳は、年金福祉事業団に三百五十四億、特別地方債が三百二十四億でございます。それから、まず最初に御指摘の、水道等に入っておるのじゃないかという点は、実は一般地方債というものが当初から残っておりまして、今年度におきまして五十億という一般地方債分がこの還元融資のワクから充当されておるわけでございます、その中の上水道、下水道、この二つの分が、全体のごくわずかのパーセントでございますが、五十億円というもので入っておるわけでございます、これが不都合じゃないかという点でございます。私どもいたしましては、従来の経緯からいって、一般地方債でも国民生活に密接に関係し、被保険者の福利になるものがあるのじゃないかということ、一般地方債というものが入っております。ただ、そういう、性格的にはいろいろ異論のあるところではあるけれども、やはり一般地方債に充当する分はなくしていきたいという方向で考え、そしてその方向でだんだん減らしてきておるわけでございます。

それから、そのほか御指摘の医療金融公庫、これは厚生年金で六十二億、国民年金で八億、合計七十億が充当されておりますが、これは医療金融公庫への融資の二分の一額でございます。この点につきましては、御承知のように、病院、診療所の整備という問題はきわめて被保険者の福利に關係の深いところでございまして、年金福祉事業団におきまして、厚生福祉施設の中で病院、診療所に融資いたしております。それからまた、特別地方債によりまして地方公共団体の病院、診療所の整備に融資をいたしておりまして、同じような病院、診療所の中で私的な病院、診療所は、あけて医療金融公庫から融資が受けられるということになっておりました、医療関係を考えますと、病院がどういふ種別であるかということによって取り扱いを異にするというのには適當でないというところで、やはり医療金融公庫の融資につきましては、一般債が七十億、特別地方債が七十億と

いうような、二分の一ずつということでは特別地方債を充当しているわけでございます。これはあけて病院、診療所というものが、被保険者の直接の福利にきわめて重要な關係があるものであるという観点に立つての配分でございます。

○八木(男)委員 これは厚生省として、そういうあり方を要当だとお考えになつておるんでしょうか。積極的に要当だとお考えになつておるかという点なんです、労働者に対する還元融資という意味からすれば、これは当てはまらなないと私は思ふのです。水道なんか金を出すのが労働者への還元融資であるとか、あるいは県立病院とか国立病院なんかにも貸し出すわけでしょう、それが労働者への還元融資だとかいっても、それはもう還元融資にならない。私は電力会社に背つとめておりました、電力会社の場合にはちゃんと電力会社の病院があるわけなんです。九州電力病院というふうなものがあるのです。そうすると、結核患者とかその他全部、国立病院や県立病院には一人も入っておりません。全部九州電力病院に入院している。それは国立病院や県立病院に、なるほど勤労者が相当おるかもしれないけれども、ほくらのようないなかの県の国立病院といえ、患者はほとんど農民と商人の人が大多数なんです。その人たちは厚生年金の掛け金なんかしている人たちじゃないですか、そういうのを還元融資の中へ入れるということ——大蔵省は、それはそういうことを入りたいと思つておられるけれども、厚生省として積極的にそういうあり方は要当だといふ答弁は、私はいたさかかぬ。しかもそういうような方面に還元融資の名のもとに解釈を拡大して、そういう方面にむしる広がついておるのじゃないかという印象を持ちますから、これは大臣、いまのような、こういうものまでをも含めて還元融資だといふ考え方に、積極的に厚生省も賛成だといふわけですか。

○神田 厚生省で還元融資の金の割り振りの先が、どうもその趣旨に沿つてないじゃないかというところを例をあげてお尋ねでございますが、これは私はいろいろ議論があるのじゃないかと思つてございまして。と申しますことは、御承知のように労働者あるいは経営者、政府、三位一体の積み金でございますが、これはやはり国全体から見ると環境の整備もしなければならぬとか、公衆衛生の問題も考えなければならぬ、あるいは教育の整備、さらにはまた、いまお話しもございましたような病院等の整備もしなければならぬというふうな、国としてやはりもう少し高度な考えを持つべきものじゃないかという気がするのでございます。その中からいえば緊急度合いと申しまして、さういふ意味から考えまして、いま何といひますか、戦後の荒廃したところから立ち上がらうという際、この日本といましては、バランスのとれた投資ということが必要なんじゃないか、さういふのでございまして、ことに水道等のごときは、いろいろ御議論もあるようでございまして。しかし、さういふことも、やはり私は、特に厚生省は生活環境の整備というふうなことも重大な役割を持つておられますので、さういふ高い視野に立つて考えていく、また整備をしていくのにもバランスのとれた整備をしていく、さういふようなことになりまして、決してこじつけた理屈でなしに、それはそれなりの理由があつて、しかも資金の総額において度合いをそれぞれみな尊重してバランスのとれたような運用をしておる、さういふふうなことをお尋ねでございます。しかし、個々のことになりましていろいろ御議論になりますと、あるいは八木委員のおっしゃつたようなことになる場合も私はなしと思つておられます。しかし、決して言わなければならないと思つておられますが、政府は政府一体として調和のとれた投資先、しかも回収の問題も考えながら、しかも労働者の福祉というものを重く考えながらやつておる、さういふことだと考えておられます。

○八木(男)委員 大臣の御答弁ですけれども、それは高い視野に立つて広く厚生関係のものに金を貸し出すなければならぬということ、それもありませんが、それは厚年の積み立て金もどんどん





ましては、昭和四十五年を目標にいたしましても  
 のことを進めてまいりたい、それまでにバランス  
 のとれたような、いわゆる社会保障制度の各柱  
 を——いま現に立っているものももちろんござ  
 いますが、立っていないものも立てて、そうしてで  
 きるだけの肉づけをしてまいりたい。昭和四十五年  
 には一かどの社会保障国家としての日本の姿とい  
 うものを顕現したい、かように考えております。

○吉村委員 昭和四十五年といいますが、あと五  
 年しかないわけですね。いままでの社会保障制度審  
 議会の答申なりその他関係審議会の答申、あるい  
 はこの答申に対する政府のその後の施策、こうい  
 うものを見てまいりますと、今日までの段階で私  
 はたいへんおかれておると思います。ですから、  
 いま厚生大臣から明確に、昭和四十五年度を目途  
 にしてという答申がございました。だとしますと  
 ならば、それを具体的に推進していくためには、  
 厚生省自体に計画というものがなくてはならな  
 い、このように考えますけれども、その点につい  
 ては相当詳細な計画をお持ちだというふうに理解  
 してよろしいですか。

○神田国務大臣 大休省議におきまして四十五年  
 を目途として一応のまとまった姿にしたい、こう  
 いうことでございまして、大体そういうふうにお  
 考えを願ってけっこうだと思えます。

○吉村委員 私は、委員会のいろいろの議事録を  
 見て非常に遺憾に考えますのは、そのときそのと  
 きの大任が、そのつどたいへん適切な答申をして  
 おる。答申自体は適切でありませうけれども、それ  
 が次の国会になりますと、同じような議論が繰り返  
 返されておるということ、ここ何年来繰り返して  
 いる。こういうことが、私は、日本の政治に対  
 する国民の不信感の原因にならば困弊がある、  
 こういふところが困難なので実現がでないの  
 だ、こういふようなことを明確にして、国民に対  
 して理解を深めていくというのが国会のあり方だ  
 ろうと私は思ふんです。ところが、遺憾ながら、  
 いままでの質疑応答の状況を見ますと、そのつ

どそのつど、その時間を適宜に切り抜ける——と  
 いうふうには語弊があるかもしれないけれども、  
 うな答申に終始しておいて、実際には具体的な答  
 申の内容が実現をされておかない、こういふふう  
 になっておる例が非常に多いのを私は遺憾に感じ  
 てるわけですね。いまの日本の政治にとって一番  
 大切なことは、私は、与野党の政策の議論の前  
 に、政治全体に対するところの国民の不信感、こ  
 ういふものがあるのではないかと、こういふふう  
 りういふものがあるのではないかと、こういふふう  
 りういふものを追及していき、政府の言っておるこ  
 とに対して信用が置けない、こういふことが一番大  
 きな原因になっておる。それをまた追及をしてい  
 きますと、国会におけるところの大臣の答申とい  
 うよりなるものが、そのつど式になっておるとい  
 うところに根源があるように思ふので、ひと  
 ついまの答申については、大臣も、やああとのほう  
 は、そういうことを目途にしてというふうな濁さ  
 れました。それは目途でありませうから、そのとお  
 りにならなかつたという答申をするのかどうかわ  
 かりませぬけれども、一応こういふ席上で答申を  
 される、あるいはその計画をお持ちになっておる  
 ということであるとするならば、あなたがほか  
 りになつても、それは次の大臣にはつきり申し伝  
 えられて、そうして一定の方向で進んでいく、こ  
 ういふような立場をとつてもらわなければいけな  
 い、こう思ふんです。特に社会保障の政策の問題  
 は、私は一つの政策というふうには考えていない  
 のでありまして、社会保障というものの充実は政  
 治本来の眼目ですらある、このように考えますの  
 で、社会保障全般の問題についての責任ある答申  
 については、言つたことに対して具体的な行為を  
 通じて裏づけをしてもらふ、裏打ちをしてもら  
 う、このように特に私は冒頭に要望をしておきた  
 いと思ふのですが、どうですか。

○神田国務大臣 たいへん大事なことに触れてお  
 られました、私もそういう考え方をもちまして昭  
 和四十五年度と申し上げておるわけございま

す。しばしば省議等も聞いておりました、何と  
 いってもこれは今後の日本の経済的な伸びという  
 ことにも関連してまいることでございますが、わ  
 れわれといたしましては、一定の伸びの係数も政  
 府として一応考えておる点も発表しておりますか  
 ら、そういうことを基準といたしまして、そうし  
 て社会保障もその線に沿つた、しかも社会保障制  
 度審議会の答申や勧告もございまして、これら  
 一連の線を四十五年度に昇つらそをえたい、こう  
 いふ考えであります。まあ一つの例をとりまして  
 も、児童手当のごときはまだ充足いたしてござい  
 ません。こういふものも新しい大きな柱でございま  
 す。そういふものを考えながら、そうして四十五  
 年には体系的にも、あるいは実質的にも一かどの  
 社会保障国家として均斉のとれたものにいたした  
 い、こういふ考え方で省議を進めておりました。  
 からば一体その内容は具体的にどうだ、こうお訴  
 りがございまして、まだそれは作文化してございませ  
 ん。作文化してございませぬが、そういうことを意  
 図しながらいま検討を進めておる、こういふ段階  
 でございまして。

○吉村委員 次に第二の事柄を、これもまた前提  
 として厚生大臣にお尋ねをしておきたいのですけ  
 れども、毎年度の国の予算編成にあたりまして常  
 に問題になりますのは、各省が五〇%なら五〇%  
 増しの予算要求をするというふうな方向で予算編  
 成がなされる。その中で最終的に各関係の大臣が  
 交渉をしてきまると。その割合が、前年度の予算に  
 比較をして伸び率何%というふうなことになるわ  
 けですけれども、初めに申し上げましたように、  
 社会保障という問題は、広義の意味で申し上げます  
 するならばもっと重要な施策でございまして、  
 そりういふような各省の行政、こういふもの  
 よりも、もっと高度の立場からこれをながめてい  
 く必要があるのではないかと、こういふふうに考  
 へます。

○神田国務大臣 いま吉村委員の、お尋ねと申し  
 ますよりも御意見でございまして、そういう考え  
 方も、私は一つのよりどころのある大事なことだ  
 と思つております。来年度の予算編成をことしは  
 どういふふうにするか、まだ十分論議されてお  
 りませぬが、私は、厚生省の予算は、昨年も予算編  
 成の方針につきまして申し上げたのでございませ  
 んが、特に昨年は就任早々でございまして、十分  
 まだ論議の資料も整つてはおりませぬが、  
 ここ数年間の厚生省の予算に対する態度というも  
 のは、いまあなたが言われたような相当の決意を  
 持つてやらないと、これはなかなか社会保障の伸  
 びが足らないのじゃないかという感じをいたして  
 おります。ことに、児童手当を一本出すというこ  
 とだけでもこれは大きな問題でございまして、そ  
 れから、医療問題の解決にいたしまして、特に  
 来年度は国民年金の改定期に当たつておられます。  
 そういふ問題が出てまいつておられます。その他い  
 ろいろ環境整備の問題にいたしましても、あるい

ふりに考えるわけですね。たとえば国の予算の三  
 〇%なら三〇%、あるいは四〇%なら四〇%、二  
 五%なら二五%、こういふものについては、ここ  
 当分の間は、五年なら五年、六年なら六年という  
 ものを社会保障という方向に充てるべきである  
 という大原則をまず確立する、そうして中身の問  
 題については、関係の審議会なり委員会等十分ど  
 ういふふうに分かるかという検討をする、こ  
 ういふふうな予算編成方向というものをとつてい  
 かなければ、どうしても政治的な力に左右されて  
 しまつて、そうして本来の社会保障というものが  
 伸びていかぬ、このように考えられます。他の  
 政策の関連はありますけれども、最優先的に考  
 えていかなければならない。人の生まれてからな  
 なるまでの国としての責任の問題でございませ  
 ん、もつと何%というものをきめて、目標年次ま  
 で定めてそのワク内で議論をしていく、こうい  
 うようなシステムを確立することが必要ではないか  
 というふうにも思ふますけれども、厚生大臣はどう  
 ですか。

○神田国務大臣 いま吉村委員の、お尋ねと申し  
 ますよりも御意見でございまして、そういう考え  
 方も、私は一つのよりどころのある大事なことだ  
 と思つております。来年度の予算編成をことしは  
 どういふふうにするか、まだ十分論議されてお  
 りませぬが、私は、厚生省の予算は、昨年も予算編  
 成の方針につきまして申し上げたのでございませ  
 んが、特に昨年は就任早々でございまして、十分  
 まだ論議の資料も整つてはおりませぬが、  
 ここ数年間の厚生省の予算に対する態度というも  
 のは、いまあなたが言われたような相当の決意を  
 持つてやらないと、これはなかなか社会保障の伸  
 びが足らないのじゃないかという感じをいたして  
 おります。ことに、児童手当を一本出すというこ  
 とだけでもこれは大きな問題でございまして、そ  
 れから、医療問題の解決にいたしまして、特に  
 来年度は国民年金の改定期に当たつておられます。  
 そういふ問題が出てまいつておられます。その他い  
 ろいろ環境整備の問題にいたしましても、あるい

はまた精神衛生なり肢体不自由というよりな方面の問題、いろいろとらえまして四十五年を目途とした考え方を持たせたいと、相当大幅な予算の増額というものが想定されるわけでございます。そういうことを念頭に置きまして十分な施策を整えまして、また準備をいたしまして、そして手落ちのないようにいたしたい、これが私、来年度に對する心がまえじゃなからうか、こんなふうにいまま考えております。来年度予算編成までにはまだ相当時間がございますが、そういう点を明らかにして、そして社会保障制度が十分ひとつ——だいたい國も伸びたわけでございますから、その伸びたのに比例して、日本もおとなになった、ほんとうに社会保障制度そのものにおいてそういうような感じを、もう予算書をめくつたらすぐわかるというふうなことにするには、いま吉村さんが言われたような考え方は私は必要だ、こう考えております。

○吉村委員 これは、厚生大臣に就任をされた方々は常にそういう心がまえで事に当たるだろうと思ひますけれども、同じように、各省大臣も自分の所管する省の予算をよけいにしたいという気持ちをお持ちになるだろうと思ひます。そこで、私は、内閣全体として社会保障というものに対する認識がどうあらねばならないか、そのときの政府の方向としてどういうふうにするべきであるかということについては十分検討をされて、そうして各省の予算よりも最優先的にこれを考えていく、しかもそれを年次的に、計画的に考えていくという、そういうシステムを確立しなければ、毎年毎年予算折衝にあたって、大臣が、これはこういふふうになりなりました、ああいふふうになりなりましたという繰り返すだけになってしまふだろうと思ひますから、その点はひとつ大臣、いつまで大臣になっておるかかわかりませぬけれども、ぜひそういう方向でその実現方に努力を願ひたいと思ひますし、与党の社会保障に熱心な先生方が非常に多いわけですから、与党としてもそういう立場で努力をしてもらわなければならない、この

ように考えております。

それから、具体的に中身の問題に入つていきまされども、非常に時間が制限されておるようないふまでも、少しづつ時間を得ないのですけれども、少くも時間が超過することは、委員長の方にはまず了承を求めておきたいと思ひます。

昭和三十三年に、社会保障制度審議会のほうから、いわゆる社会保障についての答申と勧告がなされたわけでございますけれども、これらの答申と勧告のうちで、所得保障政策の分野についての内容、これらについて指摘している事項は一体何と何か、これをひとつお尋ねしたい。

○山本(正)政府委員 三十七年度の時点における社会保障制度審議会の答申並びに勧告につきましては、今後における社会保障のあり方並びに問題の整理の方向というものが提示されておるのでございませぬ。特にこの中におきましては、わが國の社会保障の中では所得保障に對する施策が不十分であるということが力説されておるわけでございます。その面につきましては、四十五年年度を目途としていたしまして、まず低所得者の所得保障の意味におきます生活保護費の引き下げという問題、それから年金制度に關しましては、おおむね厚生年金と国民年金という二本立てでいって、そうして昭和四十五年年度にはやはり生活保護の基準を當時の時点の三倍にするという意味において、厚生年金、国民年金についても、それぞれの定額年金は三倍というめどが出されておる。それから児童手当の問題もございませぬが、そういう所得保障制度の確立という方向と同時に、特に年金制度におきましては、貨幣価値の変動に伴う年金の実質価値の維持につきまして、スライド制についての一つの明確な考え方が出ておる、かように理解いたします。

○吉村委員 厚生大臣、いま年金局長から、それ以外にもありますけれども、主要な点については答申と勧告に對する厚生大臣の考え方はどういふものでございませぬか。

○神田國務大臣 いま山本君が述べたとおりでございます。私といたしましても、社会保障制度審議会の答申と勧告を十分尊重いたしまして、そして大いに施策を立ててまいりたいと思つております。ことに、御承知のことでございますが、中期経済計画を立てておまして、これは四十三年度までの指標になっておる。この中にも、社会保障の裏づけとして振替所得等につきましても十分配慮いたしておる。でございますので、その辺につきましては十分ひとつ検討いたしまして、できるだけのことをいたしたい、かように考えております。

○吉村委員 ことばの上でできるだけと言われても、実施されていなければどうにもならないので、そこらにあまり力こぶを入れておっしゃらないようにしてください。力こぶを入れる話なら、これはだれでもできるわけですから。

そこで、厚生大臣は、今度の医療費の問題でたいへん御苦労なさつておると思ひます。これはたいへんなことになつたと思つておるだろうと思ひますが、これは厚生大臣だけではなしに、政府全体が頭痛の種だと思ひます。その根本的な原因は何かということを考えてみますと、中央医療協の審議会というものを對して、やはり軽視をしておつたところ、私は根本的な原因があるだろうと思ひます。しかし、私はこの点についてはあまり多く触れませぬ。いま厚生大臣の答申によりまして、社会保障制度審議会の答申あるいは勧告、こういうものについては十分その内容を尊重して、実現をするように努力をする、この力こぶを入れて言いました。今回の厚生年金保険法の改正にあたりまして、昨年の四月十六日に答申がなされておるのでありますが、この答申の中で幾つかの重要なと思われるもの、たとえば七項目のスライド制の問題、あるいは五人未満の事業所の労働者の適用、あるいは日雇い労働者の適用、調整年金制度については云々、慎重に取り扱ひ、こういうような答申がなされておるのであり

ますが、特に第七項のスライド制の問題については私はお尋ねをしたと思ひます。これは同僚議員も再三にわたつて質問を展開されたけれども、何といたしましても、いま所得保障制度の中で一番國民の不信を買つておるものは、社会保障主眼をとり、わが國の所得保障制度のもとは、わずかの賃金の中から、わずかの所得の中から貴重なお金を積んで、そして今日の段階になると、その当期期待をしたよりなことが全然実現をしていない。いわゆる老後の生活保障というものはとうてい満足させることのできないような少額の年金しかもたえなくなつておる。これが一番不滿の種になつておる、批判の種になつておる、このように言つて差しつかえないと思ひます。ところが、今回の厚生年金保険法の改正にあたりまして、審議会でもその点は十分に考へてやりなさいという答申があり、あるいは三十七年度の答申、勧告におきましても、具体的にこれらの点については國庫において見なければならぬであらう、こういう勧告もなされておるのでありますけれども、今次改正案の中では、勧告なり答申の趣旨というものがほとんど生かされておらない。これに見受けられますけれども、こうなつてまいりまして、厚生大臣が幾ら力こぶを入れて答申に對しては尊重するとか何とか言われましても、具体的な施策の面になるとさうならない。これはやはり國民の政府に對する不信感というものは決して解消しない、このようになると思ひますけれども、答申と、それから今度の改正案に對するひとつ大臣の御所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○神田國務大臣 吉村委員から、社会保障制度審議会の答申を厚生年金法の改正案に對しては盛られておらない、特に、その中でスライド制の問題は、現下の物価高騰といましようか、経済の変動といましようか、労働者に与える不利益あるいは不安と申しましようか、そういうことを考へると非常に親切を欠いておる、妥当でないとい



ドというよりな規定があったといたしますと、その後における物価の上昇というものは三十数%でございまして、物価だけによりますと、昭和二十九年を起点といたしますと、それほどの年金額にならないのでございます。そこで、制度審議会の勧告もございまして、今回の年金改正については、まず年金額を充実するというところに最重点を置きまして、そうして既決定の年金も同時に引き上げを行なうということによりまして、実質的に物価スライドはオーバーして、賃金なり消費支出の上昇というものに見合う年金額に引き上げるということに重点を置いたのでございます。そういう意味におきましては、今回の改正の時点に立ちましては、それ以前の諸般の指標というものを十分考えて、上回る年金額を考えたわけでございます。問題としては、先生が御指摘のように、その際における整理資源というものを国が負担していかないかという一つの問題、それからもう一つの問題は、いま申しました意味におきまして、スライド問題というのはいずれも今後の問題として、この問題でございまして、スライド並びにスライドに伴う原資の補てんというものをどういふ形において、どういふ負担で処理すべきものであるかということ、問題の解決ができておられませんので今後の問題として残っております。保険料率につきましては、厚生年金が現在におきましては修正積立方式といわれる方式をとっております。暫定料率になっておりますので、そういったものを一切含めまして、料率といたしましては相当高いものになりますけれども、さしあたり千分の五八まで引き上げるといふ案につきまして、これは先般も申し上げましたが、現在年金の受給者が少ない関係上、既決定の年金を引き上げても、いわゆる整理資源的なものは比較的少額であるという実情もございまして、そういう意

味におきまして、御指摘のようにやはりスライドを確立することになりますと、そのスライドに伴う原資の負担をどうするかという問題が解決されなければならぬ、そのように考えております。その問題は、今回まず一千万円年金という年金額の引き上げを行ないまして、そしてその他の問題も含めまして将来の課題としてさらに検討を進め、結論を出したい、こういう考えで法案を提出したわけでございます。

○吉村委員 年金額を増額するところに重点を置いたというお話でございますが、それはそれなりに私はいいだろうと思っております。いま国民生活に非常に関係のある、しかも所得保障制度の中では中核的な役割りを果たしておる厚生年金法の大改正の時期にあつて、年金額の増大ということももちろん大切なことでございますけれども、同時に、この法案が提案され、世上で問題になって以降、一番議論の焦点になっているのはスライド制の問題である。そのために、世論というものはむしろこういふやり方をするために分断をされていく、こういう傾向がある。年金額は増大をすればいいけれども、その負担は今日の被用者、今日の被保険者が負担をする、こういうやり方になっていくわけです。したがって、社会保障制度審議会で答申をし、勧告をしておるところの整理資源については、それは当然国が負うべきである、見るべきであるということについては顧みられていない。こういうことに対する不満というものが、この法案の審議にあつて、いろいろな批判の対象となつて混乱の原因になっていると私は思うのであります。そこで、いま局長からいろいろ答弁がございましたが、それは将来の問題だ、将来の懸案としてこれを検討していきたい、他の制度にも関連がある、こういうお話でございますが、もとよりこれは他制度に全部関係をする基本的なものですから、そのことは自體を私は否定しようとはしない。ところが、昭和三十七年にすでにそういうことについては勧告なり答申なりがなされておいて、政府はこの答申と勧告については尊重してこれを

実施していききたいという答弁は、再三にわたつてこの委員会でなされてはいるはずなんです。だとするならば、それから三年を過ぎた今日の段階において、あとまた将来の懸案事項ということをやつていきたくて幾ら局長が言われましても、私はそれはあまり信頼するわけにはいかない、こういうことになるのではないかと。私もそのような気持ちであるというところは、この適用を受ける多くの国民が、やはり同じような考え方でこの問題をながめておるといふことになるわけなんです。したがって、私は政治に対して責任を持つという政府の立場からするならば、たとえはこのスライド制についていまのような答弁をするとするならば、何年くらゐまでの間にどうするといふ明確な計画と責任ある答弁がなされなければ、従来のとおり漫然とまた引き延ばされていくといふ不信感、あるいは疑惑を与えるだけにどまってしまうという心配をせざるを得ないわけでありまして、ですから、ただいままで答申と勧告がなされてから二年有余が過ぎた今日においても、将来の問題として検討する、こういう態度については、私はどういふも納得するわけにはいかない。本気になつてこれと取り組んでいくということには私は理解をするわけにはいかない。しかし、これは過ぎたことではございませんからやむを得ない。大臣がいなくて非常に残念ですけれども、これはあとで大臣が来たらお尋ねします。だとするならば、この所得保障制度の中核的な役割りを果たすところの厚生年金保険法の改正にあつては、むしろそのような重要な問題について法律の中に明確に規定をするとか、あるいはその責任ある期限なり何なりというものを明確に方針として示すとか、こういうことが必要ではないかというふうに思ふのですけれども、その点は一体局長としてはどうですか。

○山本正三(政府委員) このスライド問題の基本的な一つには、やはり国民の長期の年金制度に対する信頼の問題があるというところは、私もそのとおり考へるわけでございます。そういう意味におきまして、従来の年金額というものが非常に低かつた

のが、一千万円金を実現いたしますと、その面におきましては、やはり年金というものは経済生活の推移に伴つて政府としては引き上げるものであるという証明になると思つておられます。その意味における信頼という点では、年金額を大幅に引き上げることによつて一つの信頼を確保し得る方途である、かように確信いたしております。

それからスライド問題というのにつきましては、これは先生も御理解願ふと思ひますが、非常にむずかしい問題があるわけでありまして、実はこの問題につきましては、私もいたしまして、事務的には一つの案を持ちまして、事務当局案として、厚生年金の引き上げに際しましては、将来の問題として、要するに報酬比例部分は賃金の上昇というものが程度度反映するわけでございますが、定額部分は物価の上昇も賃金の上昇も反映しない、そういう意味におきまして、答申、勧告にもございまして趣旨を休しまして、定額部分については何らかの具体的なスライド措置を講じたいという案も出しまして、そして政府部のいろいろな意見交換もやつたのでございまして、今日の段階におきましては、基本的にスライド問題並びにそれに伴う原資をどうするかという問題が解決しなければ、やはり定額部分だけスライドするという案もとりがたいという結論になりまして、今回の改正にその点を入れることができなかったわけでありまして、そういう案を私どもとしては一つの案として検討の結果考えたという段階にきておりますので、今後は積極的に、社会保険審議会でございますが、最後の答申の中に、権威ある調査会をつくつて検討すべきであるという点も出ておりますし、そういう意味も休しまして、もちろん積極的に取りかかつていきたい、かように考えております。

○吉村委員 局長の考え方は私はわかりました。しかし、大臣にお尋ねしたいのですけれども、いろいろやりたいと思ふことはあるだろうと思ふのです。私もどうしたいと思ふことがたくさんある。しかし、お互いの生活の中でやろうと思つ

てもできないというのが今日の事情です。しかし、しないので済む問題とせむししなければならぬ問題とがある。年金制度の中で、所得保障制度の中で一番重要なものは、今日の日本の情勢の中では、スライド制というものはやろうと思つてもできなかったという事で済まされる問題ではない。もつと自分を断崖のふちに置いて、いついつまでにはしなければならぬ、こういふ立場をとらなければ、やはり来年になつても再来年になつても、同じような答弁を繰り返さざるを得ないのではなからぬかという事をおられる。ですから、いままでのことはやむを得ないとしましても、この段階になつて、スライド制の問題については、たとへば二年なら二年以内に関係の審議会の審議を経て確立をすることか、一年以内にするとか、こういふ方針を明示することによつて、初めて所得保障制度に対するところの国民の今日までの不信感というものの幾ぶんかを払拭することができると、こういふふりになるのではないかと思つて、スライド制が非常に重要な要素を占めていて、ということをお認められ、あるいはまた年金局長も再三にわたつて認められ、検討の段階に入つておるとするならば、むしろこの際、私はみずからをこの断崖のふちに立たせる、そういう意味で、厚生省全体としては、これに対する結論はいつごろまでに出すという事が必要ではないかというふりに思つておられる、そういうことについて、一体大臣は——私の希望としては一年から一年以内、こういふことでやつてもらいたいと思つておられる、期限を切つて実現するという責任ある態度を示してもらいたいと思つておられる、どうですか。

○蔵内委員長代理退席、委員長着席

○神田国務大臣 厚生年金のスライド制につきまして、たいへん御熱心な御要望でございます。これは、私も先般お答申申し上げておりますとおり、スライド制そのものについては私も賛成なんではないかと考へ、それも一つ見ながらという

ことでございまして、非常な熱意を持っておりまから、なお一その前向きでひとつ検討してまいりたい、かように考へております。

そこで、いまお話しのごさいます一年以内でやるか二年以内でやるかというふうなことにございまして、これは十分御趣旨はわかりますので、私もそういう考へでございまして前向きでとにかく検討する、かようにひとつ御了承願いたいと思つておられます。

○吉村委員 そのういふ答弁は、私は何回も何回も聞いておるから、申し上げておるのです。人間には感情な一面がどうしてもございまして、いままでの経緯を考へてみて、どうしてもしなければならぬ立場にみずから追い込めなければならぬのであろう。社会保障制度審議会からの答申というものはいつ出ました、三十七年ですよ。そしていま、所得保障制度の中核的な役割りを果たすところの厚生年金法の改正にあつた、検査の段階になつておられる、非常に重要なことであるという事は認められておられるけれども、これまた二年過ぎた、二年半過ぎた今日まだ検査の段階だ、こう言われるのです。しかし、各制度に関係する問題だということもわかります。しかし、本来であるならば、たとへば共済あるいはその他の制度全体は、厚生省で全体として統括してやつていくというのが本筋であり方だろつと思つておられる、いままでの歴史の経過もあつて、それはできないで、こういふ中にあるのは、厚生省が管轄をし、しかも所得保障制度の中核的な役割りを果たす、そういう御趣旨をはつきり打ち出して、初めてほかの制度というものはそれについて、こういふふうにもなるはずだと思つておられる、関係する制度があることは私も承知しておられますから、いまこの時期でどういふかと言つては、いま必要なことは、あなたが一体いつごろまでこの答を出すかということ、その態度を明確にする

ことが、いま持つておられる不信感というものを少しでも払拭することになるのではないかと、こういふことを申し上げておるのであります。前向き前向きというお話はもう七、八年前から聞いている話ですから、そこはもつと責任のある言明、そういう態度を示すことが、今日最も大切だといふことを私は申し上げておるのであります。

○神田国務大臣 御趣旨は私もよく承の上で申し上げておるのでございまして、私も、自分で申し上げるのとはなはだどうかと思つておる、人さまからは実行向きだと言われておる。その私が、前向きで検討いたします、こう申し上げておるのでございまして、そのようにひとつ御了承願いたいと思つておられます。

○吉村委員 そのういふ態度では私は承はしませんが、この問題についてはもう少しきつちとした態度を示すべきだと思つておられる、前向きというのとは、ことの上ではたいへんよく聞かれますけれども、もつと責任ある立場に自分を追い込まなければやれないような条件があるだろつということ、私は前提として申し上げておるのであります。いまの答弁では私は納得しかねますけれども、時間もないので、この点については私の意見を開陳するだけで、特に善処を求めようにはいたしません。

次に、保険の給付の問題について若干具体的に触れておきたいと思つておられます。

まず、年金局長にお尋ねをしますけれども、国家公務員あるいは地方公務員、公共企業体の職員は、それぞれの共済組合の老齢年金の平均額というものはどれくらいになっておられますか。

○山本(正)政府委員 昨年の数字でございまして、昨年現在で平均の受給老齢年金額は、国家公務員共済組合の場合に月額約一万四千円、それから地方公務員共済組合は一万四千八百円、公共企業体の職員で一万一千六百円、それから農林漁業

団体共済組合は三千九百円、私立学校共済組合の職員は一万二千六百円、こういった年金受給額の平均に相なつておられます。

○吉村委員 今度の改正案による厚年法に基づくならば、老齢年金というものは、平均して大体——これは基準が必要ですが、現在支給になつておる方々に対する改正後の年金の平均額はどのくらいですか。

○山本(正)政府委員 現在厚生年金の受給者につきましては、一般の受給者はおおむね八千円、これに家族一人につき四百円加わりますが、坑内夫のごとき勤続年数の加算のある者につきましては九千円、かように考へておられます。

○吉村委員 そのういふ考へでございまして、現在の国公、地公あるいは公企業職員の年金に対して、農林漁業は問題にならないくらい低いのでございまして、これは改正前の平均額をとつておられるからやむを得ないと思つておられますが、これと比較してみますと、改正後のものは八千円ということではございまして、これまたたいへん差がついたままになるわけですから、これは国公、地公あるいは公企業職員と民間企業労働者の場合を比較しますと、賃金の場合については、民間の賃金と国公、地公、公企業職員の賃金についてははるかに均等をとりなすという事が法律上明記をされておる。そういうものと比較をして、公務員の場合には、一万円年金だといへんPRに近づけられたいと思つておられるけれども、現実には八千円前後のものにしかならない。これではまだ均等がとれた姿にはならないのではないか。極端な言い方をしますと、国公、地公の場合の八〇%くらいですか、その程度にしかならないという事ですから、そういう状態では、私は、所得保障制度の中核であるところの厚年の年金額としてはきつちあてはまらない、こゝろの厚年をばらばら得ないと思つておられる、こゝろの厚年をばらばら得ないと思つておられますか。

○山本(正)政府委員 御承知のように、公務員共済と厚生年金とを比較して考へますと、厚生年金につきましては、一つは、制度の発足以来の年数

が、昨年現在で平均の受給老齢年金額は、国家公務員共済組合の場合に月額約一万四千円、それから地方公務員共済組合は一万四千八百円、公共企業体の職員で一万一千六百円、それから農林漁業

が、昨年現在で平均の受給老齢年金額は、国家公務員共済組合の場合に月額約一万四千円、それから地方公務員共済組合は一万四千八百円、公共企業体の職員で一万一千六百円、それから農林漁業

が、昨年現在で平均の受給老齢年金額は、国家公務員共済組合の場合に月額約一万四千円、それから地方公務員共済組合は一万四千八百円、公共企業体の職員で一万一千六百円、それから農林漁業





分、こういふように私は考えておりましたけれども、この特徴的な部分を伸ばすことが、将来統一をする場合において、制度の統一といふことも、そういふような場合において困ることもあるかも知れませんけれども、その場合には、その場合において全体の視野からこれは検討をされるということなんです。現状においては、やはり加給金というものは同じように増額をしていくということがなくては、厚生適用者としてはやはり不満が残る、このようにならざるを得ないと思ふのです。しかし、原案がこういふふうになつているので、どうもあなたの方の立場としては、いまだどうにもしようがないことだと思ふので、すけれども、本来国会というものは、そういうことについて討議をされる、討議した上でこれは修正をすれば、国会の審議というものは私は何にもならないと思つておるのです。私のいま言つておることは間違つておるかどうかは別です。しかし、審議をして、この点は政府のほうもあるいは野党も一致をしたという部分についてはこれを修正する、こういふ心がまえがなくては、幾ら議論をしてもどうにもならぬじゃないか、このように私は考えますので、いまのこの加給金の問題については、厚年の制度という立場からして、厚年の年金というものがきつめて少ない、それと同じように、四百円というものも少なかったということになるわけですから、そちらを上げればこちらも上げなければ、これは改定策といふものにならぬ、こういふことを申し上げなければならぬ、こう思ふのです。これは大臣、こまかいことのような顔をしておられますけれども、制度上から見れば大きな問題だと思ふのです。先ほどの障害年金の問題、あるいはいま申し上げておる今度の加給金の問題等について、もっと一貫したものの考え方で処理してもらいたいと思ふのですけれども、見解はどうですか。

○委員長退席、齋藤委員長代理着席

○山本(正)政府委員 御承知のように、民間の企業年金というものが、昭和三十七年の税制の優遇措置以来、いわゆる税制適格年金として急速に普及したから、あまり重複をしないようにお尋ねをしたいと思います。

○吉村委員 御承知のとおり、民間の企業年金というものが、昭和三十七年の税制の優遇措置以来、いわゆる税制適格年金として急速に普及したから、あまり重複をしないようにお尋ねをしたいと思います。

○山本(正)政府委員 御承知のとおり、民間の企業年金というものが、昭和三十七年の税制の優遇措置以来、いわゆる税制適格年金として急速に普及したから、あまり重複をしないようにお尋ねをしたいと思います。

○山本(正)政府委員 加給金の問題につきまして、私も原案を作成します際にいろいろ議論した点でございます。特に妻の扱ひという問題は、妻の年金という問題は別にいたしました。諸外国におきまして、老齢年金の受給者に妻がある場合においては妻の割増し年金というものが用いられるわけでございます。そういう意味におきまして、私も筋から申しますとやはり定額というのではなしに、夫の老齢年金の何割増しといったような加給金といふべきか、妻の加算というものを考へるのが将来の方向ではないかと考へておる次第でございます。たとえば老齢年金の三割増しとか五割増しといったような形で、妻のある場合の措置が講ぜられるというようないことが将来望ましい形じやないかと考へておる次第でございます。そういう点も含めまして加給金のほりを今後どう扱ひか、加給金の増額というより形でいくか、あるいはまた、本来の老齢年金の何割増しといった形でいくか、いずれかにいたしました。老齢者の生活を考へましてさらに前進するよりな方向で当然考へたいと存じております。

○吉村委員 年金制度上の妻の座というものは、位置をどういふふうにするかという問題は非常に大きい問題です。それはそれなりに十分検討されることはけつこうです。検討した結論が出るまでの間といへども、年金額を増額する以上は、加給金というものは同じ割合で増額をしておかなければならぬと思つたはさだめを、この際強調しておきたいと思つたはさだめです。

○山本(正)政府委員 この六十三条の改正は、これは国民年金の例にならぬ、直系血族の養子となつた場合には、従来は厚生年金では失権しておつたのを、国民年金の例にならぬ失権しなくなるといふことですか。これはさういふふうには、私はいささか理解いたしません。

○吉村委員 従来は失権であつたものが失権でなくなるということですか。これはさういふふうには、私はいささか理解いたしません。

○山本(正)政府委員 いろいろ事情なりいきさつがあるわけでございますが、簡単に申しまして一万円年金を実現する、こういふこととの関係におきまして調整年金をやる必要があり、適切である、こういふ結論に達したわけでございます。

○吉村委員 これは簡単と言ひましても、その答弁では簡単に過ぎると思つた。一万円年金というものを実施するために調整年金制度が必要だつたという事務的な話では、私は話にならぬと思つた。一万円年金にする方法であつても、何も調整年金を採用しなくても、やる気になればできる方法はたくさんあるわけですから、意見の対立があつたのにもかかわらず、なおかつこの制度をこの時期に改正案の中に織り込まなければならぬかつ厚生省としての根本的な考え方は、一体何なのかというのです。

○山本(正)政府委員 御承知のように、民間の企業年金というものが、昭和三十七年の税制の優遇措置以来、いわゆる税制適格年金として急速に普及したから、あまり重複をしないようにお尋ねをしたいと思います。

及してまいりました。そうしてこの勢いというものが、厚生年金の制度を改善していくというにつつまして、負担なり機能の重複という面からいたしまして非常に関係があるわけでございまして、そうして一方におきましては、企業年金として充実していけば厚生年金には期待しなくてもいいといったような考え方も生まれてきているわけでございます。これは企業年金が普及するといましても、やはり厚生年金として、千八百万人近い被保険者を擁しておる公的年金制度からいたしますと、企業年金が、ことばは悪いのですけれども独走いたしました、公的年金の充実することが非常に阻害されるということはいへんなこととございまして、そういう意味におきまして、また

そういつた傾向があらわれるのも、一つには厚生年金というものの給付が非常に不十分であるという結果とも関係があるわけでございまして、そういう意味におきまして、今回の改正においては大幅な年金額の充実を実現するということが最重点が置かれてきて、そうしてそれを充実するために、厚生年金と企業年金との間の負担の重複、機能の重複といったものを調整していくことが必要であるという結論に達した次第でございます。

○吉村委員 だいたい苦しい答弁でございますけれども、言わんとする趣旨はわかったような気がいたします。企業年金制度というものがほとんど普及をしていったために、厚生年金制度を改善しようとする熱意というものが持たれるという傾向が生まされてきた、こういうお話でございます。そういう風潮の根本的な原因というものは、企業側の負担というものが、二つの制度に対して負担をしななければならないので、負担が増大するということが大きな原因の一つだと思えます。ところで、企業年金制度というものがほとんど普及をしてきたという点については、厚生省が責任を持たなければならない理由はあるのですか。

○山本(正)政府委員 これはどういふふうな角度から考えるかということでございますが、端的には、やはり公的年金制度であります厚生年金の内

容の充実が、昭和二十九年に現行制度になりましたから、賃金水準あるいは生活水準というものが急速に上昇しておるにもかかわらず、厚生年金の大幅な給付改善ということが行なわれてなかつたという意味におきましては、そういう関連があるわけでございます。

○吉村委員 厚生年金の制度というものがもし内容が充実しておれば、私は企業年金というものはこんなに普及しなくて済んだと思ふ。あなたの先ほどの答弁を裏返しすればそういうことになるわけですね。そうしますと、企業年金制度というものがこんな状態に普及してきた、それが普及をすればするほど、厚生省が統括するところの厚生年金制度というものの内容充実に対する熱意というものが資本家の側で欠けてくる、こういうところ、あなた方が統括する厚生年金の充実というものができ得ないような条件が生まれてくるので、こういうことになるだろうと思ふのですけれども、そういつたまじりませんと、私は、この調整年金制度をこの時期で採用しなければならなくなつたところの最大の政治的な責任というものは厚生省にあると思ふ。厚生省がもし厚年というものの内容充実には本気になって、もつと以前から取組んでおいて、厚年の充実というものが労働者全体あるいは資本家全体から期待をされるという状態がもつと前から生まれておつたとするならば、いまこのような調年の問題というものは生まれなくて済んだはずだと思ふ。ところが、所得保障制度というものの内容を充実していく責任を持つておるところの厚生省が、そういうことに対して怠慢であつた。怠慢であつたから、企業家はほとんどと労働政策上その企業年金というものを制度化してきた。こうなつてくると、両方のお金の負担というものができ得ないということが生まれてきた。だから調整年金制度というものが必要になつた。こういう三段論法になつてくるとするならば、事ここに至るところの最大の原因というものは、やはり厚生年金制度がきわめて内容が劣悪であつたというところに問題がある。劣悪に放置しておつ

た原因は一体何なんだ、これは厚生省の責任ではないか、きわめて大きな政治的な責任だと私は思ふ。調整年金制度についてこれほど該当の労働者が反対をし、そうして大きな問題になつて、厚生省は、所得保障制度の中におけるところの厚年の問題については、労働者の生活の将来の保障という立場に立つて事に当たらなければならぬ責任があつたはずである。だとするならば、いままでのやり方、今日の混乱の責任というものはむしろ厚生省自体にある、こういうふうな考えざるを得ないと思ふのですけれども、どうですか。これは大臣に答弁を願いたい。

○神田國務大臣 厚年法の改正が十分でなかつたために調整年金をしなければならぬ、この責任は厚生省にあるのではないかとはいふようなお尋ねでございますが、これは私は考え方がちがひなかと申します。そういう見方も一つの見方だと思ふ直に認めます。しかし同時に、厚年法の改正がおくれたというところは、やはりそれなりの理由があるかと私は思ふ。というところは、日本の企業が全部そろつて伸びておりましたら、これは私はいわゆる厚年法の改正も楽であり、また、いまのよりな企業年金の考え方も、そういう問題も数

がふふなかつたと思ふ。企業のアンバランスと申しますか、大、中、小あるいは零細等と申すことは御承知のとおりでございます。まあ大企業が異常な伸び方をした。そこでそういう退職金を年金化したというよりな問題、そこで厚生年金は、早いに越したことはございませぬが、多小おくれたためにそういう問題が起きたという事実は私は認めますが、だから非常に悪いんだというふうに見るのは、私は議論があるんじゃないかと思ふ。私は、どちらかといま

す、私の個人の考えを申し上げます、厚生年金一本がいいと思つておられます。しかし、これは今日そういうことを申し上げると、これは金がかかると、このことは取りやめませんが、退職金が年金化して、そうして調整をはかつたということも、ちゃんと労使が一致して、そうしてそ

いう制度をしきたいという場合に私は認めようというところをございまして、やはり私は本則は厚生年金一本だと、こう考えております。最近特に企業側の倒産等の例を見ましても、年金制度というものはやっぱり国が責任を持つて、そうして手厚い保護をすべきものであつて、それに加えるものがあるからこれはいか悪いかい問題ではないんじやないか、こう私は考えております。年金関係としては、私は個人の考えを申し上げます、一本で十分なものをするというところが筋だと思ふ。ただ、そのことが、いま吉村委員がおつ

しやつたように、どうもおくれたからそういうことになつたのじゃないか、これは一つの見方だと思ふ。決して私はその見方が誤つておるといふ考えは持っておりません。それはやはり一つの見方だと思つておられます。しかし、だからといって、厚年にはやつぱり厚年の手がけなければならぬ段階取りがございまして、そういうアンバランスが一つあつたのじゃないか、こう考えております。しかし、それは悪いことかといへば、つくられた制度でございまして、必ずしも悪いときめつけるのもいかがか、こういうふうな感じしております。

○吉村委員 厚年一本のほうがいいことをいま言われましたけれども、それは取りやめる必要はないのですよ。そういうことに對しては、私は厚生大臣が職権を大いに使つてもらわなければならぬと思ふ。ところが、審議会の答申というものが出ないような医療費の問題等について、あなたは職権告示みたいなことをする。そういうときに職権というものを非常に乱用するから、いまのような事態になつてくる。今度の調整年金の問題については、慎重に扱いなさいという答申が出ているのですよ。しかも大臣のいまの見解からするならば、厚年一本でやることのほうが正しいという見解を表明しておる。だとするならば、私は、この調年の制度というものをこの改正の時期に取り上げるといふことは、いまのあなたの答弁からする

る原因は一体何なんだ、これは厚生省の責任ではないか、きわめて大きな政治的な責任だと私は思ふ。調整年金制度についてこれほど該当の労働者が反対をし、そうして大きな問題になつて、厚生省は、所得保障制度の中におけるところの厚年の問題については、労働者の生活の将来の保障という立場に立つて事に当たらなければならぬ責任があつたはずである。だとするならば、いままでのやり方、今日の混乱の責任というものはむしろ厚生省自体にある、こういうふうな考えざるを得ないと思ふのですけれども、どうですか。これは大臣に答弁を願いたい。

○神田國務大臣 厚年法の改正が十分でなかつたために調整年金をしなければならぬ、この責任は厚生省にあるのではないかとはいふようなお尋ねでございますが、これは私は考え方がちがひなかと申します。そういう見方も一つの見方だと思ふ直に認めます。しかし同時に、厚年法の改正がおくれたというところは、やはりそれなりの理由があるかと私は思ふ。というところは、日本の企業が全部そろつて伸びておりましたら、これは私はいわゆる厚年法の改正も楽であり、また、いまのよりな企業年金の考え方も、そういう問題も数

がふふなかつたと思ふ。企業のアンバランスと申しますか、大、中、小あるいは零細等と申すことは御承知のとおりでございます。まあ大企業が異常な伸び方をした。そこでそういう退職金を年金化したというよりな問題、そこで厚生年金は、早いに越したことはございませぬが、多小おくれたためにそういう問題が起きたという事実は私は認めますが、だから非常に悪いんだというふうに見るのは、私は議論があるんじゃないかと思ふ。私は、どちらかといま



企業年金というものと厚生年金の報酬比例の分というものを調整することになるわけです。だとしますと、この内容をどうするかというところは、本来の意味で言うならば、私は、労働者の労働条件でなくてはならない、こういうふうな言わざるを得ないと思う。ところが原案によりますと、これがそういうものにとらえられていない。従業員は過半数によってこれを発足せしめるかどうかという形になっておる。この点については与党のほうともいろいろ話をしておりますけれども、しかし、この原案の考え方のとらえ方というもの、労働者の労働条件の考え方をしているというところは根本的に誤りであると思うのですが、どうですか。

○山本(正)政府委員 その点につきましては、審議会等の経過におきましてもいろいろ論議のあったところでございます。先ほど私が申し上げましたように、退職金の年金化したものもあればそうでないものもあるわけでございます。全額事業主負担によって別個の年金としてのものもあるわけでございます。そういう意味におきまして「被保険者の二分の一」、法律上はそういう表現を使っておりますが、現実には労働組合の意見があつて、そして労働組合が反対である場合には認可の際に認可しない方針でいくという方向で考えておる次第でございます。

○吉村委員 時間がなくなつたので、いまの答弁も私はきわめて不満です。問題のとらえ方が、第一、根本的に間違つておるといふ意味で非常に不満です。それは行政指導とかんとかいふ問題ではなくて、労働者の労働条件というものを因がどういふふうにとらえるかという意味での考え方、私は非常に不満だということをお申し上げておきますが、それに基づいての代議員会の代議員の選出とかあるいは理事の選出、こういうものは、今後の運営にあつては私はいへん問題が生ずると思つておる。使用者が選ぶところの代議員あるいは理事、あるいは加入員が選ぶところの代議員あるいは理事、こういうものは同じ事業所の労働者というものを二分する形を招来する危険性を持つておる。ですから、これは作文上の問題よりも実体論としてはそうなる可能性があるのでも、もつとこの点を私は議論したかったのですけれども、時間の制約がありますから、これは他日に譲つても――また与野党の折衝ではよくなつていくような情報もありますから、これは他日に譲ることにはいたしません。

最後にお願いしたいのは、今回の改正で、旧令共済の組合員であつた者についてはその期間の年金受給資格を推算すれば年金がつく、こういう人については期間を推算するというふうに改正になつておる。それで私は他の制度の内容を調べてみましたら、地方公務員、国家公務員、公企体の共済、これらについては今回の改正の内容、旧令共済はもとよりでありますけれども、旧軍人期間の推算というものは行なわれておる、こういうふうになつておる。だとしますならば、今度の改正で、私は、旧令共済の期間を推算するところまで進んだとするならば、他の共済と同じように、軍人期間についても当然それは推算の対象にするということなくしては、どうも根本的な解決にならぬじゃないかというふうに考えておるのですけれども、これはどうでしょう。

○山本(正)政府委員 旧軍人の期間も厚生年金の期間に推算するという問題は非常に重大な問題でございます。まして、もちろん今回の改正に際しまして、そういう問題について議論を重ねたところでございます。ただ、確かにおっしゃるとおり共済組合におきましてはそういう措置が講ぜられておりますが、厚生年金におきまして旧軍人期間を推算するということは、従来は厚生年金の推算年金ができていませんでしたので、脱退手当金をもらつて脱退した者については、そのまま年金期間というものは消えておるわけでございます。こういうふうなものは消えておるわけでございます。この期間については脱退手当金をもらつて消えたという期間をどうするかという問題も、重要な問題として

起こつてくるわけでございます。旧軍人といつたしましては、それまでは厚生年金の被保険者として関係のなかつた期間になる人もあるわけでございます。そういうふうな観点におきまして、総合的にさらに検討を要する問題である。簡単に旧軍人の期間を算入した、その部分は国庫が負担するといふようなことならば問題の解決は簡単でございますけれども、やはり費用負担を伴う問題でございます。そういう意味におきまして、従来脱退手当金をももらつて期間を消しておつた人の扱い等をも含めましてさらに将来検討したい、かような考えでございます。

○吉村委員 これもはしらはざるを得ないのですけれども、私は、こういう所得保障制度というのは、その職域とか地域によつて異なつたところの待遇、給付、こういうものをつくるようなことをなすだけ少なくしていくということが必要だと思つておる。ところが、国公、地公、公共企業体の共済組合では、一たん脱退をした者についても、脱退一時金をもらつて脱退した者についても旧軍人というものを推算する措置を講じているは、旧軍人の期間についても、これを推算することによつて年金受給ができるとするならば、これを推算できるといふふうにしてあるのです。ところが、これは官公庁の場合にそつて、民間の場合にはそうできないという理屈はない。昔のものから考へたならば、官尊民卑のものから考へたからそれによつたかもしれません。しかし、国民皆年金の今日の状態においては、農民の出身だからとか、民間の企業に働いておつたからといつて、官公の労働者と違つて取り扱いはしなればならぬという理屈はどこにもないと思つておる。だから、それはそれぞれの他の共済組合のほうではそういう整理資源まで含めて推算をしておるのですから、厚年の場合といへども、民間企業に働いたそういう人たちについては、できるだけ恩典ある措置を講じていく、同時にそれが制度間の均衡ということに合致をしていく、こういうことにならなければならぬと思つておる。

○齋藤委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回は来たる五月七日、金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後七時十一分散会

昭和四十年五月十一日印刷

昭和四十年五月十二日発行

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局